

れに隣接する市町村の区域において行なおうとする道路、港湾、漁港、水道、都市公園等の公共用施設の整備計画を作成し、國の承認を求める」としております。

この計画は、公用施設の整備に関する事業の概要と経費の概算について定めるもので、他の法律の規定による地域の整備等に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われるようにしております。

第三に、國は、地方公共団体に対し、整備計画に基づく事業にかかる経費に充てるため、交付金を交付することができます。

お、政府としては、電気事業者を納税義務者とする電源開発促進税を創設し、これを財源とする電源開発促進対策特別会計を設置して、この会計からこの交付金を支出することとし、このため、関連法案を今国会に提出しております。

このほか、國は地方債の起債について配慮する等、財政上、金融上の援助措置を講ずることといたしております。

以上、発電用施設周辺地域整備法の概要について御説明申し上げた次第であります。

○政府委員(山形栄治君) 発電用施設周辺地域整備法の趣旨につきましては、ただいま大臣が申しあげましたとおりでございますが、以下、その内容につきまして補足して御説明申し上げます。

まず第一は、対象とする発電用施設の範囲についてであります。

この法律案では、電気の安定供給の確保の観点から、一般電気事業者等が設置する一定規模以上の原子力発電施設、火力発電施設または水力発電施設及び核燃料再処理施設等の原子力発電と密接な関連を有する施設を措置の対象とすることとしております。

第二は、地点の指定についてであります。

主務大臣は、発電用施設の設置が予定される地点のうち、一定の要件に該当するものを指定し、公示することとしておりますが、指定の要件としては、その地点での発電用施設の設置に関する計画が確実であることと、当該地点が工業再配置促進法の移転促進地域その他の工業集積度の高い地域に属さないこと、及びその地点の周辺の地域で公用施設を整備することが発電用施設の設置の円滑化に資するために必要と認められることの三点が掲げられております。

第三は、発電用施設周辺地域の整備計画の作成についてであります。

都道府県知事は、この指定された地点が属する市町村の区域と、これに隣接する市町村の区域について、道路、港湾、漁港、都市公園、水道等の公用施設の整備計画を作成し、主務大臣の承認を求めるとしております。

以上、発電用施設周辺地域整備法の概要について御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、補足説明を聴取いたします。山形資源エネルギー庁長官。

○政府委員(山形栄治君) 発電用施設周辺地域整備法の趣旨につきましては、ただいま大臣が申しあげましたとおりでございますが、以下、その内容につきまして補足して御説明申し上げます。

まず第一は、対象とする発電用施設の範囲についてであります。

この法律案では、電気の安定供給の確保の観点から、一般電気事業者等が設置する一定規模以上の原子力発電施設、火力発電施設または水力発電施設及び核燃料再処理施設等の原子力発電と密接な関連を有する施設を措置の対象とすることとしております。

第二は、地点の指定についてであります。

第五は、交付金についてであります。

国は、予算の範囲内で地方公共団体に対して、整備計画に基づく事業にかかる経費に充てるため、交付金を交付することができます。この交付金の財源措置とします。政府としては、この交付金の財源措置として、一般電気事業者の販売電気に対して課税する電源開発促進税を創設するとともに、これを財源として行なう電源開発促進対策を一般会計と区別して経理するため、電源開発促進対策特別会計を設置することとし、このため、関連法案を今国会に提出しております。

第六は、國の財政上及び金融上の援助等についてであります。

國は、地方債の起債について配慮するなど、財政上、金融上の援助措置を講ずることとしており、また、整備計画事業の用に供するため必要があると認めるときには、國の普通財産を譲渡することができるとしております。

以上、簡単ではございますが、発電用施設周辺地域整備法の補足説明を申し上げました。よろしく御審議賜わりたくお願ひ申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 以上で説明の聴取は終わります。

○委員長(鈴木亨弘君) この際、参考人の出席要請に関する件についておはかりいたします。

ただいま趣旨説明を聴取いたしました発電用施設周辺地域整備法の審査のため、明二十九日午前十時、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木亨弘君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木亨弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、本日、本案の審査のため、参考人として

通商産業省原子力発電技術顧問会顧問三島良績君、関西電力株式会社専務取締役伊藤俊夫君、以上お二方の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木亨弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(鈴木亨弘君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 私は、法案の具体的な内容に入ります前に、法案の前提条件と申しましようか、あるいは背景と申しましようか、今日の電力政策そのものについて若干のお尋ねをいたしたいと存じます。

まず最初に、こまかい問題からお尋ねをして恐縮でございますが、私の手元にある資料によりますと、政府は先般、九電力一齊に大幅な電力料金の値上げを六月一日実施で認可をいたしました。

その内容を見ますと、特にキロワットアワー当たりの料金であります、家庭生活に非常に関連の深い定額電灯をとつてみますと、資料に間違がなければ、北陸が六円五十六銭これが最低、これが対して最高が九州電力の九円八十七銭、平均して八円八銭とこういう数字になつておりますが、もしこの数字に誤りがないといたしますれば、なぜこのよう三円以上のキロワットアワー当たりの値段の相違が出てくるのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 九電力会社のそれぞれの種別における料金格差につきましては、いわば基本的には各電力会社の発電の構成の違いというものが最大の要素でございますが、そのほかに、それぞれの事業種別がどういう量、どういう程度その管内に存在しておるか。それに要する送電、配電コストがどういうふうになつておるか、こういったこともあわせて背景になつておるわけでござります。

一般的に申しますと、油火力に対する依存度の高いところ、これは総体的には低めに抑えられているところ、あるいは石炭火力に対する依存度の高いところ、あることでございます。御指摘の中で定額電灯について問題が提起されたわけでございますが、定額電灯は、一般的の電灯の中でもいわば特殊なグループでございまして、倉庫であるとか、あるいは公衆街路灯であるとか、非常に限られた用途に対応する供給種別になつております。各電力会社における定額需要というものの構成がかなり違つております。このようなことがいま御指摘のようないろいろな問題の背景にあらうかと考えております。

○大矢正君 これはいろいろな社もあるのでありますから、コストも違うし、それから立地条件も違つてまいりますから、多少の料金の差といふものはやむを得ないかとは思いますが、これはいかがでしよう、こういうよつたキロワットアワー当たり三円以上の差が出るような、言つてみれば三分の一も違うわけですからね。三割近くも違うわけですから、そういうことは好ましいことではないんじやないかといふ感じがいたしますが、金はほとんど違ひがない、そういうふうな形が本來の姿ではないだろか、こういうふうに私はしようとなりに考えるんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 九電力会社間の格差の問題につきましては、従来一般的に北陸が一番安い、九州が一番高いということが言われております。今回値上げ率を見ますと、平均が五六・八%であるのに対しまして、北陸は五九・%台で平均を上回っております。それから、九州がたしかに四八%で平均を下回っております。このようないからいたしますと、率としては格差是多少は正

された。ただし、金額の面ではやはり格差は残つておる、こういう姿ではないかと理解しておるところでござります。たゞ、御指摘のように、なるべく全国の料金というのはバランスをとつたほうが好ましいことだというお考えは、私どももうなづけるものがあるような気がいたします。特に電灯の場合にそのような希望が強いかと推察をいたしております。

ね。そうすると、去年と同じ率だけ上がつたらしい解釈になりますが、そのとおりでいいですか。
○政府委員(岸田文武君) 先ほど私、誤解をいたしました。間違つた答弁をいたしました。先ほど申し上げました数字は、今年の値上げ率でござります。昨年の値上げ率は正確に記憶いたしませんが、関西で二二%、それから四国で一七%台であつたと思います。

摘の各社は、いずれも火力に対する依存度が、九電力の中では特に高いグループに属しておるといふことが背景にあると考えております。

ループでございまして、倉庫であるとか、あるいは公衆街路灯であるとか、非常に限られた用途に對応する供給種別になつております。各電力会社における定額需要というものの構成がかなり違つております。このようなことがいま御指摘のような問題の背景であろうかと考えております。

○大矢正君 これはいろいろ九社もあるのでありますから、コストも違うし、それから立地条件も違つてまいりますから、多少の料金の差というものはやむを得ないかとは思います。しかし、同じ電力、電気を使いながら地域によつてはかなりの差があるということは、私は好ましいことではないんじやないかといふ感じがいたしますが、これはいかがでしよう、こういうよつたキロワットアワー当たり三円以上もの差が出るような、言つ

てみれば三分の一も違うわけですからね。三割近くも違つわけですから、そういうことは好ましいことではないんじやないか。したがつて、できることでありますれば、全國どこへ行つても電気料金はほとんど違ひがない、そういうふうな形が本來の姿ではないだろうか、こういうよう私にはもうとなりに考えるんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(畠田文武君) 九電力会社間の格差の問題につきましては、従来一般的に北陸が一番安い、九州が一番高いということが言われておりました。今回の値上げ率を見ますと、平均が五六・八%であるのに対しまして、北陸は五九・%台で平均を上回っております。それから、九州がたしかく四八%で平均を下回っております。このようなとからいたしますと、率としては格差は多少是正

された。ただし、金額の面ではやはり格差は残つておる、こういう姿ではないかと理解しておるところでございます。ただ、御指摘のように、なるべく全国の料金というのはバランスをとつたほうが好ましいことだというお考えは、私どももつなげるものがあるような気がいたします。特に電灯の場合にそのような希望が強いかと推察をいたします。

先回、ざっと見てみましたところ、電灯については、かなり格差は正についての傾向が見受けられるような気もいたしますし、特に今回の料金改定に際まして、単なる料率の値上げと並べまして制度の改正を行ないまして、その中にナショナルミニマムという制度を取り入れたわけでござります。御承知のとおり、一需用家あたり百二十キロワットアワー以下の需用家については、コストより割り引いた料金を適用するという制度を導入いたしました。このナショナルミニマムの部分については、査定にあたりましても特に気をつけてみましたか、これは一般の格差よりもかなり狭まつた格差、全国均一化の傾向にかなり近づいておる、こういうことが申し上げられるかと思つております。

○大矢正君 ところで、今回も値上げをいたしました。今回もと申し上げますと、昨年値上げをしましたので、関西電力、四国電力だと記憶しておりますが、昨年この二社が電力料金の値上げしたはずでありますか、この二社はそれぞれ何%ずつ値上げをしたのか、お答えをいただきたい。

○政府委員(岸田文武君) 電灯、電力合計で申しますと、御指摘の関西電力につきましては、四六・四%値上げになつております。また、四国電力については、四五・三%の値上げに相なつております。

○大矢正君 去年この二社が四五・六%の値上げをした、ところが、今回九電力の値上げの電灯、電力の平均を見ますと、ことしも関西が四六・四%値上げになつております。また、四国電力については、四五・三%の値上げになつております。

○大矢正君 ことしの認可されました関西、四国
の値上げは、いま申し上げたとおり四六・四三%、
四五・三〇%、この関西、四国は他の電力会社に
比較をしてもそれほど低い数字とは思われない。
なるほど、中部電力の七一%というものから比べ
ますると確かに低いございますが、しかし、北海
道電力の四三%、東北電力の五一%、あるいは九
州電力の四八%、こういうものと比較をいたしま
すと、ほぼ同じような、あるいは北海道電力な
んかに比較すると、北海道電力以上に関西と四国
が値上げをしておりますね。去年二二%あるいは
一七%も値上げをしながら、なおかつ本年度がい
ま言つたような四六%、四五%という値上げをし
なければならないということは、かなりのそこに
企業の中身の相違があつたのか、あるいは関西な
り四国なりの合理化努力というものがおろそかに
されて、そのためにコスト高になつて、原価主義
をとつてゐるいまの電気料金のたてまえからこう
いうような結果になつてしまつたんではないかと
いう感じがしますが、その点はいかがですか。

○政府委員 岸田文武君 昨年の値上げと今年の
値上げを合計いたしますと、四国の場合で約六
二%台でございまして、ほか今回の東京電力の値
上げに匹敵をする。それから、関西の場合は、両
者を合計いたしますと約六八%で、今回で申しま
すと、東京の値上げ率と中部の値上げ率の間ぐら
いになるということをございます。実は各社の発
電所の経費を別途調べてみましたが、八〇%
以上火力に依存しているという会社が東京であ
り、中部であり、四国でござります。それに続い
て関西があるという形でございまして、いま御指
し申しあげました数字は、今年の値上げ率でござい
ます。昨年の値上げ率は正確に記憶いたしません
が、関西で二%、それから四国で一七%台であ
たと思います。

摘の各社は、いずれも火力に対する依存度が、九電力の中では特に高いグループに属しておるということが背景にあると考えております。

今回の値上げのおもなる要因は、何と申しましても昨年秋以降の油の上昇であるということからいたしまして、ある程度高くなることはやむを得なかつた、というふうに考えております。ただし、私どもも、一年の間に二度も値上げをすると、いうことはまことに異例のこととござりますし、また、需用家の方々に対しても心苦しいことだと存じております。その意味におきまして、関西、四国につきましては、査定においても特に意を用いて査定をいたしました次第でございます。

○委員長(鶴木章弘君) 委員の異動について御報告いたします。

安田隆明君が委員を辞任され、その補欠として西村尚治君が選任されました。

○大矢正君 大臣にお尋ねをいたしたいと思いますが、いま電力料金の値上げ問題について私は「一、三の質問をいたしました。そこで、世上伝えられるところによりますると、どうも今回の料金改定は大幅な引き上げにもかかわらず、近い将来、最も近い将来に再度またこの電力料金について検討しなきやならぬと、言いかえるならば、新聞等の報ずるところによりますると、一年後くらいにはあらためて値上げを検討しなきやならぬよう内容が伝えられておりますが、御存じのとおり、油とか電力とか、まあ言つてみればそついた一種のエネルギー、それから原料、こういうものが少しそよつちゅう値段が動いていたのでは、価格が動いていたのでは、安定した物価政策というものはできなくなりますね。基礎的なそういうエネルギーなり資材なり原料なりといふものが動く限りは、それを精加工する、あるいはそれを使う企業にとってみると、常にコストが移動をする、動くということになってしまいますから。

そこで、電力料金が再改定をされるなどといふ

ことになりますると、これはたいへんな問題だと私は思つんです。一年もたたないうちにまた上げると、関西電力は去年上げて、ことしまで上げましたが、ちょうど一年で上げましたが、また来年が今度九電力全部上げるなんというやうな事態になりますると、いつまでたっても物価の安定といふものは、これはできないことになりますね、そのたんびにこれは製品価格にはね返つてしまりますから。あくまでも電力料金というのは、もうあらゆる製品の基礎的なものでありますから、これが動いている限り、あるいはエネルギーの価格が動いている限りは、私は物価の安定は絶対にあり得ない、そう思うんであります、大臣として、一年以内に重ねて電力料金を再検討しなきやならぬような情勢を感じておられるのかどうか、ありとすれば、それはどういう理由によつてそういうことが考えられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山形栄治君)　いま先生のお話のとおり、一部には原油価格は下がるんじゃないかとう見方がありますと同時に、産油国の力の増強及び結束の強化を前提にいたしまして、サウジアラビアを除いたその他の国が最近また非常に結束を高めまして、六月に開かれますOPEC会合におきまして若干の原油の価格の手直し、それも若干の値上げのほうへの手直しをするという情報もあるわけでございます。いずれにしましても非常に流動的でございまして、特に六月のOPECの会合の結果等も慎重に見守らなければいけないと思ふわけでございます。

最近の実績で申し上げますと、四月の通関統計は、大体これ中東及び南方諸国からの輸入全部の合計で、たしか十一ドルちょっととこえたぐらいでございましたけれども、五月の一推定でござりますが、これがそれを若干また上回った形で通関統計としてはつかまれておるわけでございます。しかし、これが今後もそういうかつこうでずっと上がっていくのか、それともここで平均化するのか、少し今後は下がるのか、この辺につきましては、いま御指摘もありましたような非常に流動的な動きがございます。私の個人的な見解としましては、長期的には下がることも考えられるけれども、当面はすぐ直ちに原油価格が下がるということは考えられないんじやないか、この辺は少し長期的な観点で、慎重に見守る必要があるんではなかいかと考えるわけでございます。

○大矢正君　岸田部長、お尋ねしますが、電力料金というのは、九電力のそれぞれから値上げの申請が出されて、そいつを通産省が検討して、その結果正当なものであれば認可をする、合理的なものであれば認可をするということだと思いますが、一般論としてあなたがお考えになつてある考え方で、どの程度コストが上昇した場合にその電力料金の値上げを認めなければならないような判断をお持ちでしょうか。

と申しますことは、これは、これからまあ原

油の問題が一つあります。それから、賃金を中心とした人件費の問題があります。それから、新しい発電所をつくるための価格、資材その他の高騰等によって建設費の上昇があります。まあ大きければ大体この三つですが、人件費というのは、電力の場合には非常に微々たるものであって、その大部分は火力発電の油を中心とした燃料費と、それから、いま一つは建設のための設備費だと思います。そういうものが全体としてどの程度上がれば、やはり認めなければ電力会社が企業として成り立ち得ないという判断をお持ちなんでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 御承知のとおり、昨年の秋以来、原油価格がたいへんな勢いで上昇をいたしました。そのことの結果として、電力会社の経理が非常に悪化してきたわけでございます。ただ、私どもはこのようくに経営が悪化したから直ちに値上げを認めるという考え方をとりませんで、極力合理化を進めていく。また、社内の従来の蓄積を活用して、少しでも値上げの時期を延ばすよううに指導してまいったわけでございますが、すでに御承知のとおり、今三月期の決算におきましては、各電力会社とも取りくずし可能な社内留保についてほとんど取りくずしをいたしました。償却方法も定期的に改めましたし、役員賞与も辞退をいたしております。なおかつそれに加えて、従来長い間統けてまいりました割配当についても、各社ごとに引き下げが行なわれたという経緯になつております。

私どもも、一般論といたしまして、合理化によつて少しでもコストアップ要因を打ち消すよう指導してまいりたい。また、社内の従来の蓄積状況というものを頭に置きながら料金値上げ問題に対処する、こういう考え方でございます。それがいわば一つの限界に到達いたしますのは、これから将来の電気事業のあり方にとって非常に大きな影響を与えるというようなことが差し迫つて予見をされるときには、やはりそのときには料金の改定問題が起こる、こういう考え方にならうかと

思つておるところでござります。
将来の電気事業のあり方として基本的に大事なことは、産業活動に必要な、あるいは国民生活の維持に必要な電気をいかにして安定的に確保するかという点が問題かと思つております。その意味におきまして、今回のケースをとつてみますと、このまま放置しておくときには必要な油の手当でできない。また、将来、当然予想される需要に対応するための発電所の建設もおそらくストップせざるを得ない。こういった情勢が背景になつて今回の値上げ改定になつたと思つておりますし、また、今後ともそのような考え方が一般的には妥当なのではないか、こう考えておるところでございます。

○大矢正君 通産大臣、先ほど来、九電力の今回の電力料金を具体的にはじいてまいりますと、たとえば定額電灯でまいりますれば、地域によって三〇%以上の違いが出てまいります。こういうことは本来好ましいことじゃないわけですね。できることなら、やっぱり全国どこへ行つても同一料金で生活できる環境というのがこれは好ましいと思うのです。それは、直ちにそれができるでないはまた別の問題としても、そういう方向で努力すべきものであることは私は正しいと思つておりますがね。

それから現状においても、たとえば中部地区を中心にして広域運営と申しましようか、お互いに電力の融通し合いをしている。で、御存じのとおり、佐久間には周波数を変換する変換所を設けて、そして、いわゆる東と西の周波数の違いを調整して電力を供給するというやうにして、電力政策として考えてみた場合には、九社に分割をしていることそれ自身が今日不自然になつてきているということは、だれの目から見ても明らかなんですね。現に、広域運営をやらなければもう電力の安定供給の一つは果たし得ないという状態にあります。やり方をしていかなければならぬ。
それから、これは供給面でいうと地域独占です

よね。ところが、電力を生産する生産面からいけば、地域独占じゃないわけです。たとえば関西電力が富山のほうへ行って電気を起こしたりですね。だから、その意味でも供給はなるほど地域独占だけれども、生産面では地域独占でないという問題を一つ考えてみましても、電力会社が九つに分割をしているということ自身は、非常に大きなロスを生んでいると思つ。ただ九州、四国、北海道というように、海を隔てているところは、海底ケーブルその他使ってやるということはなかなか、特に北海道のような場合には距離が長いですから、かなりのコスト高になつて、北海道の電力を東北に、あるいは東北の電力を北海道といふことは、これはなかなかむずかしいことばかりはやさしいが、現実論としてはむずかしいと思ひます。したがつて、そういうところはやむを得ないにしても、本州なんかは当然やはり一社の電力会社として運営をされることが好ましい、そういうべきものであるといふように私は常日ごろから考へてゐるんですが、大臣、いかがなものでございましょうか。

○國務大臣(中曾根弘君) 御指摘の御事情は、

われわれも了解するところでござりますが、確かに広域調整といふことも必要になり、公害政策やそのほかの面で、立地上からいろいろ調整しなければならぬ新しいファクターも出てきておるようになります。ただ、能率という面から考へて、お客様に対するサービスを競争させる、そういうような考慮、あるいはいろいろ原子力発電やその他に対する研究をおのおのの多彩な目的に向かつてやらしてみると、いろいろな面等々を考えてみますと、いまの分割された体制もメリットはないとも言えないとこどもあります。しかし、将来、日本の全般の経済体系といふものを見ていきます場合に、現在の九電力のやり方の中で、不合理であると思われるような部分が必ずしもなくはないとも思われますので、そういう点について是正方をわれわれは考へていかなければならぬと思います。しかし、やはり自由競争で、ある程

度の地域的な独占形態を与えるながら、それによつて効率を高めていくという考え方も、私たちとしては合理的であると考えております。

○大矢正君 次に、これは部長にお尋ねをしますが、現在、水力発電は揚水を含めてどの程度能力としてはあるか。これは二つに分けてひとつお答えをいただきたいと思います。一つは九電力が持っております能力と、二つに分けてお答えいただきたく思います。

○政府委員(岸田文武君) 九電力の持つております水力発電所の最大出力は約一千三百七十万キロワット程度でございます。これに対しまして、電源開発株式会社の持つております同じ最大出力は約三百八十万千瓦ワットでございます。そのほかに、公営が約二百万キロワットございます。以上、合計いたしまして大体事業用の水力の出力は約二千万キロワット程度でございます。

○大矢正君 これは最近の調査で、私の記憶に間違ひがなければ、わが国の現在の水資源の状況、

それから立地の条件等から勘案いたしまして、もちろんこれは揚水も含めての話でありますが、水力開発は約三千万千瓦くらい余裕がある。余裕があると申しますようか、開発の余地がある、こういふように聞いておりますが、その点はいかがなも

のでしようか。

○政府委員(岸田文武君) 私どもいろいろの試算をいたしておりますが、水力発電の果たす役割

りというのが、昨年の石油危機以来非常に新しく見直されておりまして、従来でございますと、安

い火力に対抗して水力はどの程度まで開発可能であるか、火力に対して大体五割増しぐらいという

ようなどころまで開発可能であるというような試算を頭に置いておつたわけですが、火力自体が非

常にコストアップしていくということになります

と、水力の開発可能限度というのもおのずから上がつてくるように思います。現在は、先ほども申しましたように、約二千万キロワット程度でございますが、これを大体三千万キロワット程度ぐら

らいまではひとつ思い切つて調査もし、可能性も突きとめてみたい、こういったことを内々でいろいろ議論をしておるところでございます。

○大矢正君 岸田さん、私がお尋ねしているのは、いまあなたのはうが着工しているとかしていないとかいうのじゃなしに、いろいろ学者の説とかそ

の他を私、勉強しておるのに、まだ三千万キロ、すなわちいま二千万キロですから、現状アラス一千五百キロワット、すなわち三千万キロワットぐら

いまでは揚水も含めての話ですが、発電能力としては可能である、こういう説があるし、それから、これは通産省も確認済みのことであるといつよう

に私、理解をしておるのでですが、いかがですか。

○政府委員(岸田文武君) 私ども、御指摘のとおり、三千万キロワット程度の最大出力が可能であ

るというふうに考えております。ただし、その三千万キロワットと申しますのは、揚水を除きましては、数値でございまして、揚水については別途かな

り大きな計画を検討いたしておりますところでござります。

○大矢正君 水力発電は、御存じのとおり空気をよこしたり、あるいは温排水を出したりといふよ

うなことで公害を起こすことは非常に少ない、少ないというよりゼロだと言つて差しつかえないと思ひますが、ただ当然のことながら、自然環境が若干破壊されるということはあり得ます。しかし

たとえば私も見ておりますが、電気の沼原発電所

のようなどころは完全にやっぱり発電所をつくつたあと原形に復して、非常な努力をされておつて、

その意味では自然破壊がかなり防がれておるといふ解釈をしております。そういうような無公害工

エネルギーの基礎というべき水力開発は、国が積極的に取り組んでいかなければならぬものである、

こういふふうに私は考えておりますが、その点はいかがでしようか。政府として積極的に水力開発

に取り組むという姿勢がおありますか。

○政府委員(岸田文武君) 水力発電所は、いわば

ピークの需要に対応するという特殊の役割りを果たしたこと、また同時に、御指摘のように、

促進法に基づきまして電源開発株式会社をつくら

公害の面で非常にきれいな発電であるといつこと、さらに、一たん建設をいたしますと、非常に長い期間にわたつて発電が可能であるというこ

と、これらの点が私どもとしてはたいへん魅力のある電力資源である、こう考えるゆえんでござい

ます。特に石油危機以来、この役割りといつもの

は一そう重要なつてきました。こう考えております。

○大矢正君 ついで、私は現在約二千万キロワッ

トございまして、水力の発電所につきまして、新しい計画づくりという意味で、当面約五百万キロワッ

トの緊急着工という計画を持ち合わせております。さらに、その計画に引き続く次の構想につい

ても、部内でいろいろ検討しておる過程でございまして、これらの緊急着工につきましては、すでに開発銀行の融資について、関係者の打ち合わせを

進めておるところでございますし、その他水力の開発につきましては、私どもできるだけこの際

力を入れてまいりたい、こう考えておるところでございます。

○大矢正君 この水力開発は、わが国の水資源を

利用して、もちろん二次エネルギーでございます

が、つくり出すという意味においては、これは外

国から入れるわけじやありませんから、外貨も使

いませんし、純粹な意味で日本の資源を利用して

のエネルギーということになると思います。その

意味では石炭と同様な価値があると思ひますので、これはできるだけ利用する。しかも相手が水

でありますから、これはなくなるということにな

りますけれども、水資源ですから、そういう意味で、揚

水を含めたダムの建設ということは、これは将来

にとつても非常に必要なことだと思いますね。

ただ問題は、そこで着工してから年数なり、

それから、建設資金というものが油専焼火力等と

比較した場合に、けたはずれの高さになるという

ことが根本的には問題が一つある。そこに進まない原因もあると思うのですね。政府は、電源開発

で、二十何年間それで運営をしてきてるわけですから、私は、そのようにして建設資金のかかれる電力設備等は電力料金を引き上げさせない、上げないといふような意味も含めて考えてみますれば、いま電発の九電力に対する売電価格の問題ももちろんありますが、国がてこ入れをしてやることによつておのずから売電価格も下がつてしまいりますでしようし、私は、やはり水力開発というものは電源開発を中心にして積極的に政府が本来的に進めるべきものではないかということを、この際強く主張いたしたいと思いますが、いかがなものでしよう。

○政府委員（岸田文武君） 電源開発株式会社は佐久間ダムをはじめ日本の有力な水力発電所を数々手がけておりまして、その意味において、技術的な能力、蓄積能力というものは非常に高い水準にある、こう考えております。同時に、各種の河川についての基礎調査もいろいろ進めております。これらの力をこれからフルに活用して水力資源の開発に貢献をしてもらいたい、私どももまさにそう考えておるところでござります。御指摘のように、水力産業、水力発電といいますものは、資本費の非常にかかる産業でございまして、これをどうするかということは、いわば経営にとって非常に大きなファクターでございますので、私どもも今年の財政投融資計画の策定にあたりまして、電源開発株式会社からいろいろ事情を聴取して、御意見ございますように、今後水力開発において、これを応援するよう手当てをいたしたつもりでございます。また、売電単価につきましても多少なりの調整がはかり得るよう、今回措置をいたしましたが、資金の手当てが私たゞ必要だと思つたので、しながら、今後の進め方について、できるだけの力を添えをしてまいりたいと思います。

○大矢正君 多額の資金を必要とする内容のものであるだけに、やはり国家的な投資といいまして、うか、資金の手当てが私たゞ必要だと思つたので、そういう意味では、先ほど申し上げました無限の

的に進めてもらいたい、こう思います。

次に、長官にお尋ねしますが、最近の新聞の報道するところによりますと、六月と言つた方が正確なのが正確なのか、六月以降ということが正確なのかわかりませんが、石油と電力の消費の規制問題、これについて大蔵省との間に——大臣の名前が出ているようあります。大臣というのは一番上に関連においてかなりの食い違いがあり、わかつたいる人でありますから、たまたまあ表に立つていうことであって、実質は大蔵省と通産省との間に景気の見通しとか、あるいは物価安定対策との関連においてかなりの食い違いがあり、わかつたようなわからないようなどころで妥協しなければならなかつたというような内容の報道が盛んになされておりますが、この内容はどういうものなんでしょうが、まずお尋ねをいたしたいと思います。

特に供給面での法的規制という問題は続行するということでありますから、これは従来どおりといふことで問題はないよう思われますが、消費面では、法的な規制から行政指導に転換をすると法的規制と行政指導との違いというのは、単に罰則がつくつかないかということだけの違いとか何とかではなくしに、本質的なものの考え方や、あるいはそれが及ぼす効果の上において違いが生ずるものなののかどうか、そういう考え方等も含めて、この際お答えいただきたい。

○政府委員(山形栄治君) 御存じのとおり、わが国におきます石油と電力の消費規制は一月半ば——石油につきましては二月からでございますが、行なわれたわけでござります。その前に十一月、十二月段階は行政指導でこれを行なつておったわけでござります。この場合、今回これを行政指導に移したわけでございますが、この基本的な考え方は、最近の輸入動向の動きに一つあるわけございまして、われわれといしましては、四月以降、大体二千三百万キロリットルぐらいの入着を想定しておりますところ、これが思いのほか順調に入着いたしておりまして、五月、六月、六月の推定も含めますと二千四百五十五万キロリッ

トルぐらい入着が考えられるわけでございます。またこの前提の、どうしてこういうことになつてゐるかということでございますが、若干国際的に世界の原油の需給が若干ゆるんでおるよう見受けられるわけでございます。もちろん先行きは、先ほどもお話を出ましたように、まだ非常に流動的でござりますけれども、現段階におきましては、それで節約運動的なもので国民等にこれを呼びかけておるというような状況に入つておるわけでございます。

われわれの考え方いたしましては、やはり法規制と言いますのは、いまお話を出ましたように罰則を伴うものでございまして、一応、少なくとも六月につきましては、需給が非常に緩和されたかつこうで入着も考えられますし、しかも、その結果としての備蓄量も製品、それから原油を含めまして二百五十万キロリットルぐらいの備蓄の積み増しも考えられる段階でございますので、この際、産業及びいわゆる一般的に法規制をかけまして罰則を考えるということはやめまして、もうちよつとやかな形の行政指導に切りかえたはうが実態に即応するんじゃないかという考え方であつたわけでございます。

大蔵省というお話を出ましたけれども、大蔵省側といいたしましては、現在の景気全体の動向から、いましばらく法規制を残すほうが妥当ではないかというお考えも一部にあつたわけでございますけれども、その後、いろいろとすり合わせをいたしまして、先ほど申し上げましたように、全体の需給の緩和の実態を前提にいたしまして、これを行政指導に切りかえることにつきまして合意が達成られたわけでございます。ただ、供給サイドにおりましては、今後七月以降、またOPEC、OPECの動き等も流動的でございますので、しばらくこれを現状のまま、法律上の生産業者及び輸入業者からの報告の聴取等は残しますが、厳格に

行政指導と法律規制の違いは、いま申し述べましたように、一番問題なのは罰則の適用でござりますが、あと現実の問題といたしましては、われわれのほうで報告を実際に聴取し、これをフォローするという点ではほとんど同じようなことでございます。問題は、やはり電気事業法による十万円以下の罰金とか、こういう非常にきびしい態度で臨むことが妥当でないという点で、法律規制を行政指導に切りかえたわけでございます。

○大矢正君　長官、そうすると、あなたの御発言からいくと、法的な規制と行政指導との違いは、片や罰則がある、行政指導にはもちろん罰則なんだと思いますので、あくまでわれわれのほうの指導に対しましての民間産業サイドの協力のいかんにかかるわけでございます。われわれといったましても、その協力を期待しておるわけでございまして、その期待の結果によつては同じ効果が達成できるんではないかということとございまして、それは厳密に言いますれば、法規制のほうで、それより効果の実現は強いということは言えると思うわけでございます。

○大矢正君　長官、私はどうも理解できないのは、消費の規制というやつは罰則を重点にして規制するのではなくて、規制しなければならない経済環境なり国際環境なりがあるからこそ、あるいは国内環境もそうですが、あるからこそやるわけでございましょう、その必要に基づいて。たまたまそれが法律的に行なえば罰則がつくし、行政指導の場合には罰則がつかないということであつて、その本質はいまの日本の経済情勢をどう見るか、あるいはからのエネルギー情勢をどう見るか、そつ

うもろの問題の判断の上に立つて政策として出されたものであるわけでしょう。ところが、あなたのいまの御発言だと、私の聞き違いかどうか知らぬが、法律論というか、立法論というか、もう法律の中身にだけこだわったような御発言で、通産省が、できるならば行政指導も必要なしと。言つて見れば、この法律的な規制もさることながら、行政指導、といふある意味においてゆるい意味の規制も必要ないんじやないか、それは全部必要ないというのじやなくて、ある程度のものは必要ないんじやないか、こういうお立場から考へつかれ、六月あるいは六月以降はかなり大幅な規制の解除をしていくことなどではないかという感じがするのです。

あなたの御発言をさつきから承つてみると、どうもこの法律があるからその法律の中で云々といふ解釈で、罰則論ばかりウエートを置いたものの考え方で、これは私はちょっといただけないです。もつとやはり通産省が考える考え方では、罰則があるとかないとかいうのじやなくて、もつと大きな意味において、大きな視野から考えてこの際転換をすべきだということではないんであろうかという感じがするんですが、大臣いかがですか。
○國務大臣(中曾根康弘君) それは御指摘のところでありまして、通産省の施政の方針は、法律による制裁とか、あるいは規制、といふなどの法規制定のときのいきさつから見ましても臨時緊急の措置でありまして、臨時緊急の事態が去れば必ずやかに撤去する、そうして本来の自由競争、公正取引に基づく価格の機能、市場メカニズムといふものを活用する方向にできるだけ早く復帰すべきであるというのかわれわれの基本的な考え方であります。石油、電力の問題については、まさに、そういう方向に乗り出していくましても、そういう方向にできるだけいく、トイレットペーパーの標準価格を撤廃したり、八品目の目張りを解除したり、その方向に動き出しているわけで、制裁措置を伴う部分について、主

うもろの問題の判断の上に立つて政策として出されたものであるわけでしょう。ところが、あなたのいまの御発言だと、私の聞き違いかどうか知らぬが、法律論といふか、立法論といふか、もう法律の中身にだけこだわったような御発言で、通産省が、できるならば行政指導も必要なしと。言つて見れば、この法律的な規制もさることながら、行政指導、といふある意味においてゆるい意味の規制も必要ないんじやないか、それは全部必要ないというのじやなくて、ある程度のものは必要ないんじやないか、こういうお立場から考へつかれ、六月あるいは六月以降はかなり大幅な規制の解除をしていくことなどではないかという感じがするのです。

あなたの御発言をさつきから承つてみると、どうもこの法律があるからその法律の中で云々といふ解釈で、罰則論ばかりウエートを置いたものの考え方で、これは私はちょっといただけないです。もつとやはり通産省が考える考え方では、罰則があるとかないとかいうのじやなくて、もつと大きな意味において、大きな視野から考えてこの際転換をすべきだということではないんであろうかという感じがするんですが、大臣いかがですか。
○國務大臣(中曾根康弘君) それは御指摘のところでありまして、通産省の施政の方針は、法律による制裁とか、あるいは規制、といふなどの法規制定のときのいきさつから見ましても臨時緊急の措置でありまして、臨時緊急の事態が去れば必ずやかに撤去する、そうして本来の自由競争、公正取引に基づく価格の機能、市場メカニズムといふものを活用する方向にできるだけ早く復帰すべきであるというのかわれわれの基本的な考え方であります。石油、電力の問題については、まさに、そういう方向に乗り出していくましても、そういう方向にできるだけいく、トイレットペーパーの標準価格を撤廃したり、八品目の目張りを解除したり、その方向に動き出しているわけで、制裁措置を伴う部分について、主

として法の規制から行政指導の方向に移つて罰則を伴わないで協力によって進めていく、そういう方向へ一步前進した、そういう政治及び方策の姿勢を示した、そういうふうに御理解願いたいと思ふのであります。

○大矢正君 そこで大臣、私は法律で規制すべきであるとか、あるいは行政指導にすべきであるとか、まあ全然ないほうが多いとか、そういう一つの特定な意識に基づいて申し上げているわけではありませんけれども、ただ、ちょっとおかしな近の原油の通関実績に基づく平均した油の価格を上げていくとか、そういうすそ切りにつきましては非常に行政の煩瑣性といふことも考え、また、ワットに上げるとか、あるいは一千キロリッターのものを五千キロリッターや一万キロリッターに上げていくとか、そういうすそ切りにつきましては非常に行政の煩瑣性といふことも考え、また、一々報告をそれらの会社なんかが月ごとにやらなければならぬという、そういうようす切りにつきましては適宜簡素化していく点もあるだらうと思つたしますと、なるほど、全体としては需要がかなり減ってきているという傾向はあるにいたしましても、基礎的な油の輸入を一つ見ましても、じり高傾向にありとすれば、私なりに考えれば、やはり消費の規制というものはある程度続けるべきではないかという感じがしてならぬわけです。

ところが、通産省はそうではないということ、この罰則のある法的規制がいいとか、あるいは行政指導でいいじょうぶとかいうような、そういう技術論と言つちや語弊がありますが、そういう中身にやなしに、原則的なものの考え方の上において若干の相違があるような気がしてなりません。現に油がじり高傾向にあるし、それから先行きながめてみても、産油国の国有化比率が上昇すれば、それだけやはり産油国の方、値上げ圧力、これが現地でじり高傾向にあると、それから先に見てくると、さらには節約ムードは出てくるだらうと思います。そういうような面からして、条件はきびしくなってきておるので、規制、といふものをしばしばし法的にやらねでも、行政指導によつてやれば、そういうような事態は乗り切れる段階に来てゐるのではないか、そういうような認識を私たちが持つておるわけあります。しかし、常に月別及び期別の総使用量、いふものは、国民経済全般を考え、需給関係も考えながらわれわれが政策的に調整していく必要があります。こう考えております。

○大矢正君 次に、電力の供給余力について、予備率と俗称言われているようありますが、お尋ねをいたしたいと思いますが、九電力のピーク時

における電力供給の予備率は社別にどの程度あるのか。もちろんこれは電気を行なつております供給ですね、これも入れた上で、どういう結果になつてあらわれてくるか。これはことしで言いますと、本州方面はたしか私の記憶に間違いなければ八月ころ、すなわち夏場がピーク時になりますね。そこのピーク時に予備率がどの程度あるか。それはござつていかなきやならぬと思います。

ただその場合に、すそ切りをどの程度にするか、油の状況等を見まして、いままで五百キロワットに上げるとか、あるいは一千キロリッターのものを五千キロリッターや一万キロリッターに上げていくとか、そういうすそ切りにつきましては非常に行政の煩瑣性といふことも考え、また、一々報告をそれらの会社なんかが月ごとにやらなければならぬという、そういうようす切りにつきましては適宜簡素化していく点もあるだらうと思つたしますと、なるほど、全体としては需要がかなり減ってきているという傾向はあるにいたしましても、基礎的な油の輸入を一つ見ましても、じり高傾向にありとすれば、私なりに考えれば、やはり消費の規制というものはある程度続けるべきではないかという感じがしてならぬわけです。

しかし、最近の事情から見ますと、総需要の抑制が非常によくきておりますから、今までの割り当てた数量の中で一〇%ぐらいを使い残しておるというのが現状でございます。これは生産停滞の理由もありますし、節約が軌道に乗つておきましたという面もあると思います。それに加えて、六月一日から電力料金がこのように上がってまいりますと、さらには節約ムードは出てくるだらうと思います。そういうような面からして、条件はきびしくなってきておるので、規制、といふものをしばしばし法的にやらねでも、行政指導によつてやれば、そういうような事態は乗り切れる段階に来てゐるのではないか、そういうような認識を私たちが持つておるわけあります。しかし、常に月別及び期別の総使用量、いふものは、国民経済全般を考え、需給関係も考えながらわれわれが政策的に調整していく必要があります。こう考えております。

○大矢正君 次に、電力の供給余力について、予備率と俗称言われているようありますが、お尋ねをいたしたいと思いますが、九電力のピーク時

し、それにも一つ条件がございまして、昨年も経験したことでございますが、光化学注意報が出ますと、発電所の出力を二〇%程度落とさなければならぬというような事情がございまして、この発生の程度によりましては、やはりことしもいろいろ問題が起り得るということで、今年の夏の乗り切り対策はいま別途検討いたしておりますところでございます。

今後の見通しにつきましては、来年の需給バランスの前提になる発電所はすでに建設中でございまして、またあるいは稼行中のもの、具体的に対象がはつきりとえられますと、他方、需要想定も次第に固まってきておりまして、来年も大体今年程度でいけるのではないか、こう見込んでおります。

問題はその次の年からでございまして、五十年以降は、いわばこれから着手いたします発電所が順調にいくかいかないか、この違いによつて相当大きな差が出てまいります。一つの試算をいたしまして、すでに電源開発調整審議会で決定をしている発電所だけでもかなりとすればどうなるだろかということを試算をいたしてみますと、五十年が予備力が五%に落ちる。五十二年は予備力が〇・六%に落ちる。五十三年は逆にマイナス三%になるという試算もございます。その意味におきまして、将来の電力供給という面につきましては、私ども非常な配慮をしておりますし、こういった数字を見ながら、やはり発電所の建設が困難に行なわれるようになれば、何とかもう少し手を貸す必要がある。このことを痛感をしておるところでございます。

○大矢正君 岸田さん、いま承りますと、予備率といふものは、ことしあるいは来年くらいまでは何とかもつけれども、しかし、再来年あたりから急速に予備率が下がって、一、二年もすればマイナスになつてしまつて、これは裏を返して言つて、五十三年あたりマイナスになるという予想だということは、いま直ちに着工しなければ、これは非常に工期の短い、建設日数の短い火力の場

合でも二年はかかるわけです。反対運動とかいろいろなことは別にして、とにかくそのぐらいかかるわけですから、いま直ちに着工してやつと五十三年と百五十万トンというふうに切りかえたわけでございますが、問題は国内の石炭の増産対策、そのための労働者の確保の問題、また、その労働条件の改善の問題等が一つの最大の問題だと思いますが、あわせまして、いま先生の御指摘のとおり、から申し上げているとおりに、私は、水力にもつと力を入れなさい、国の投資をなさいということがはつきりと見えますと、他方、需要想定も次第に固まってきておりまして、来年も大体今年程度でいけるのではないか、こう見込んでおります。

それから次に、長官にお尋ねをいたしますが、時間が来ましたのでほんわりにしたいと思うのであります。電源開発では、長崎に火力発電所を大きなものをつくるとか、それ以外にも石炭専焼火力をできるだけ多数つくりたいという希望がある。それから、中部電力その他各電力会社の中にも、石炭専焼火力ないしは混焼を建設したい、あるいは現状のものを改造して石炭も使いたいと、いうような希望があります。これは具体的にどの程度認めよつてお考えでしょうか。もちろんそれは、国内炭を最優先に使うという前提があるわけであります。国内炭ではそんなにまかな

ります。こんな観点から、先般、まずさしあたり大体二千万トンを下らざるという目標を二千二百五十万トンというふうに切りかえたわけでございますが、問題は国内の石炭の増産対策、そのための労働者の確保の問題、また、その労働条件の改善の問題等が一つの最大の問題だと思いますが、あわせまして、いま先生の御指摘のとおり、から申し上げているとおりに、私は、水力にもつと力を入れなさい、国の投資をなさいということがはつきりと見えますと、他方、需要想定も次第に固まってきておりまして、来年も大体今年程度でいけるのではないか、こう見込んでおります。

この場合には、国内炭を圧迫しない、国内炭業者を圧迫しない範囲内においてそれとの調整を十分とりまして、豪州炭等の輸入も含めまして、今後石炭専焼または混焼火力の増設を進めるという方向でございます。すでに、北海道地域につきましてその動きが相当ほんわか現実化しておりますが、九州長崎地区、それから中国地区等につきましては、全体の石炭の位置づけにつきましては、現在総合エネルギー調査会で検討しておりますが、現時点におきましては、全体の石炭の位置づけにつきましては、現在総合エネルギー調査会で検討しておりますが、現時点におきましては、全体の成案も得る段階になつておりますが、基本的な考え方といたしましては、石炭専焼、混焼火力を積極的に推進するという方向でこれらの政策を考えていよいといつて思つたでございます。

○委員長(鈴木亨弘君) 午前に引き続き発電用施設周辺地域整備法案を議題とし、質疑を行ないます。

○大矢一彦君 私、電源地帯整備法案について二、三の質問を行ないたいと思います。

また、参考人の皆さんありがとうございます。まず第一に、いま原油価格が上がり、それで火力発電の単価がたいへん高くなる。そこで、原子力発電によれば単価が非常に安いと一般的に言われております。また、政府発言、答弁等もこの線が私、非常に強いと思うんです。そこで若干、

火力、原子力、水力等の発電コストについて二、三お伺いいたしたい、こう思います。まず第一に、火力と原子力、水力の発電コストについて、通産のほうからコストについてお伺いいたしたいと思います。

まず第一に、火力と原子力、水力の発電コストについて、通産のほうからコストについてお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 各種発電所の発電コストでございますが、四十九年度の施設計画で出されました数字をもとにして試算をいたしてみますと、原子力が大体四円六十銭、石油火力の場合が七円八十八銭、さらに揚水式を除きました一般水力の場合でございますと七円九十三銭でございます。

○委員長(鈴木亨弘君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、川上為治君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君が選任されました。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

○委員長(鈴木亨弘君) 本日、川上為治君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君が選任されました。

○委員長(鈴木亨弘君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、田中一君が委員を辞任され、その補欠と

ござります。こんな観点から、先般、まずさしあたり大体二千万トンを下らざるという目標を二千二百五十万トンというふうに切りかえたわけでございますが、問題は国内の石炭の増産対策、そのための労働者の確保の問題、また、その労働条件の改善の問題等が一つの最大の問題だと思いますが、あわせまして、いま先生の御指摘のとおり、から申し上げているとおりに、私は、水力にもつと力を入れなさい、国の投資をなさいということがはつきりと見えますと、他方、需要想定も次第に固まってきておりまして、来年も大体今年程度でいけるのではないか、こう見込んでおります。

この場合には、国内炭を圧迫しない、国内炭業者を圧迫しない範囲内においてそれとの調整を十分とりまして、豪州炭等の輸入も含めまして、今後石炭専焼または混焼火力の増設を進めるという方向でございます。すでに、北海道地域につきましてその動きが相当ほんわか現実化しておりますが、九州長崎地区、それから中国地区等につきましては、全体の石炭の位置づけにつきましては、現在総合エネルギー調査会で検討しておりますが、現時点におきましては、全体の成案も得る段階になつておりますが、基本的な考え方といたしましては、石炭専焼、混焼火力を積極的に推進するという方向でこれらの政策を考えていよいといつて思つたでございます。

○政府委員(岸田文武君) 後ほど正確にお答えいたしますが、たしか利用率六〇ないし七〇で計算

をされていると思います。

○辻一彦君 このパー・セントによつてすいぶん
違つてくると思つんでですが、それでは私、ちよつと
と関電から見えております伊藤参考人にお伺いし
たいのですが、私は去年の六月に、美浜の発電所で
における一号機の発電原価試算を通産からもらつた
のがここにあります。それによりますと、大体
この場合の条件として、出力が一〇〇%の場合に

○辻一彦君 これは、この利用率という、いわゆる一年間に何日動いているかというと、それから出力のパーセントと、二つありますね。いま四八%と言われたのは、その両方を計算してですか、あるいは利用率だけでありますか、どうなんですか。

いたしておりますので、実際出しました出力に対する稼働率と申しますか、利用率と申しますか、その数字は大体四八%程度に相なっております。
○辻一彦君 わかりました。じゃ、通産も参考のほうも両方合わせて大体四九%ぐらいと、こういう計算になるわけですね、利用率と出力と合わせて。
○参考人(伊藤俊夫君) はい。

もが考えております根拠と同一であるかどうかわかりかねますので、御返事が多少食い違うかもわかりませんが、手前どものほうで美浜の一号炉の発電原価を計画的に計算をいたしております数字で、負荷率の変化によりましてどういうふうに変化するのかということを申し上げさせていただきますと、これは長期的な、平均的な発電原価の計画的な数字でございますが、年間の利用率が七

は発電の原価は当時三円と、こうなつておったですね。だから、これは私は時期が違うと思つんですが、利用率を大体原価計算されたときにどれくらいに見ておられるか、お伺いしたいと思います。

○参考人(伊藤俊夫君) 従来、原子力発電の開発の当初におきましては、負荷率は大体八〇%くらいには達成できるであろうということと開発が進められてきたたと思っております。ただ最近、原子力発電の実際の実績の問題、それから電力会社とい

○辻一彦君　この発電所を一応引き合いに出して、私、計算をちょっとしてみたいのですが、画方考えて四八%と言われるけれども、三年余りの間に大体美浜の一号炉は、日数から言えばどのくらい動いているか。そのいわゆる利用率といいますか、稼働日数というのはどのくらいに計算されておりますか。

○説明員(井上力君) 三十四万キロで運転いたして

○辻一彦君 そこで、この原子力発電のコストを見る場合に、定期検査というのが普通ならば約二年ごとに、問題がありますと半年ごとにいまやしておりますね。そういう点からいきますと、両方とも利用率がかなり落ちてくるし、それから出力が、いまお話しのように一〇〇%出力、これが二十五キロワットになれば六〇%ということになる。そういうふうな計算をして約四九%になります。そうすれば、予定した出力の、出力といいますか、

○%の場合には三円六十銭、それから六五%の場合には三四八十銭、それから先ほど御発言のございました四八%程度でござりますと、四円七十銭ぐらいになるというふうに試算をいたしております。

○辻一彦君　いまの試算は資本費とか、直接費、関連費、燃料費、こういうのを全部含めての計算になりますか。

○参考人(伊藤俊夫君)　御指摘のとおりでござい

所の場合に、平常に動いておると、それからいろいろこう問題を起こしているのと比較したほうがいいと思いますので、そういう意味で、美浜第一号機ですね、原子力発電所。これはまあ蒸気発生器等の問題でいろいろあって、かなりあります。そこまで時間はかかる。これは大本町などへ

○辻一彦君 それは運転を始めたから今日までの日数の中で、約何%ぐらいになりますか。

○説明員(井上力君) 運開後の時間が、日数が二百二十日でありますので、約五〇%ぐらいに当たるかと思います。

○説明員(井上力君) 美浜一号機につきましては、先生御承知のように、蒸気発生器の事故によりまして、最近は出力を六〇%程度に落として運転しておつたわけでございますが、当初の三十四万キロ運転、あるいは途中経過におきます二十四万キロ運転、あるいは最近におきます二十万キロ運転、全部ならして考えますと、約四八、九%程度の稼働率というふうに計算されております。

○参考人(伊藤俊夫君) お答えいたします。
ただいま通産御当局のほうから御説明のごさり
ましたように、運転を開始いたしましてから現在までに至ります暦日日数が千一百一十日で、実際
に発電をいたしました日が六百九十九日でござりますので、運転稼働いたしました日数的な比率は、
五七%でござりますが、辻先生のお尋ねは、ただ

○説明員(井上力君) 四八%か九%程度——五

○%出力が出ておりましたが、中間で出力が低下

思ひますか。それはどういうふうに計算されていますか。

抛か私 違うと思いますか それはいま問われないことにします。通産の数字が一応いろいろはじかれておりますから、それを基準にして考えてみた場合にも、いま参考人のお話のように、七〇%で三円六十銭ならば、四八%で四円七十銭になる、こういうようにはり単価が上がる、こうなれば、通産式算による場合にこゝは、この上に一円可十銭かかる

○辻一彦君 私は一般的なことじやなしに具体的なケースでお伺いしているんですけど、参考人お答えください御参考にお伺いしたいんですけど、現在の四九%といつよつに一応抑えますと、単価はこの四五六十銭が大体どのような計算になりますか。

○参考人(伊藤俊夫君) お答えいたします。

ると思つてゐます。
そこでもう一つは、原子力発電所がいつも故障している、こういうわけではないので、これをもつて全部をはかることはできませんが、一つ考えなればならぬのは、やはりかなり利用率や出力で低下があつて、平常計算どおりには単価はなかなか上がらぬじゃないかということが一つと、もう一つは、濃縮ウランの価格ですが、アメリカと契

ンスと結んだ濃縮ウランというのはかなり割高になつておると思いますが、フランスとの契約による濃縮ウラン確保の価格は、アメリカに比べて何割増しくらいになりますか。

○政府委員(伊原義徳君) 濃縮ウランの価格につきましては、現在、米国原子力委員会との契約は、多少契約条件によつて違いますが、三十六ドルないし三十八・五ドルと、こうなつております。それに対しまして、フランスが提示しておりますのは約四十七ドルとなつております。ただし、これは基本価格でございまして、一九七三年価格の基本価格でございまして、エスカレート条件その他いろいろついておりますので、単純な比較はできませんけれども、先生御指摘のように、EUR O D I F と申しますフランスを中心としたヨーロッパの計画は、やや高いということは事実でございます。

○辻一彦君 やや高いよりもどれだけ高いのか、私は一部の資料では、約四割ぐらい高くつくといふ資料を見たんですが、ほほどのくらいになりますか。

○政府委員(伊原義徳君) 三割弱だと思います

が、三十六ないし三十八、平均して、もし三十七くらいといたしますと、四十七に対しまして三割弱であると思います。

○辻一彦君 将來の濃縮ウランのいろいろな確保を考えると、いまアメリカ一辺倒だけではいかないといふ、いわゆるウランの供給先の多元化といふことが当然言われておりますから、私はフランスなど、あるいはそのほかにもいろいろ供給先を多様化していく、こういう必要が起きてくると思います。そなりますと、原価の中にウラン価格がそう大きい価格を占めていないと私は思いますが、これは三割とか、まず濃縮ウランが上がるることを考えなくちやならない。

それからもう一つ、これは通産大臣にお伺いしたいのだけれども、ウランの原鉱というのは日本にない。そうしますと、どうしても濃縮ウランは先進国から買うことになりますが、原鉱のほうは

もちろんカナダやオーストラリア等にもあります。が、やはりアフリカであると、開発途上国からの確保ということが将来の問題にいろいろなつてきます。

○辻一彦君 もう一度、資源ナショナリズムという形で値上がりをして、資源ナショナリズムとなるものが中近東を吹きまくつて、その風と

いうものはアフリカやその他の開発途上国にも及んでいくと見なければならない。そうなりますと、ウランの原鉱というものがいつまでも非常に安いものである。こういうふうに私はなかなか言えな

い。いわゆる燃料の国際的な平準化といいますか、こういうものが原油の価格に合わせてこれから出てくるのでないだろうか、こういうふうに考へる

わけであります。これについていつまでもウラ

ン原鉱は非常に割り安なものとして確保できるとお考へになるか、あるいは国際的に原油価格にか

なり合わせた価格として値上がりをしていくのか、どうそれをつかんでおられるか、お伺いをし

たいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど来のお尋ねの点

をもう一度少しきり整理をしてみたいと思うわけですが、三十六ないし三十八、平均して、もし三十七くらいといたしますと、四十七に対しまして三割

弱であると思います。

○辻一彦君 将來の濃縮ウランのいろいろな確保

を考えると、いまアメリカ一辺倒だけではいかないといふ、いわゆるウランの供給先の多元化といふことが当然言われておりますから、私はフランスなど、あるいはそのほかにもいろいろ供給先を多様化していく、こういう必要が起きてくると思います。そなりますと、原価の中にウラン価格がそう大きい価格を占めていないと私は思いますが、これは三割とか、まず濃縮ウランが上がる

と、こう考えていただければと思うわけでござります。

他方、燃料費についてお尋ねございました。先ほど燃料費その他を全部合わせて一円六十銭といふことをお話しいたしましたが、その中の燃料費の部分についてはさらに非常に限られておりまし

て、約一円程度でござります。この燃料の将来の見通しについていろいろお尋ねございました。これから長い目で見たエネルギー資源の価格、これについては私どもも相当な関心も払い、勉強もいたしておりますところでござります。ただ、御指摘の天然ウランの価格、あるいは濃縮費については、長期的にはやっぱりいまより下がることはないと、逐次上がっていく、こういった傾向を感じておるところでございます。しかし、その上昇の程度といふものはそれほどないものではない、こういった想定を一応頭に置いておるわけでございま

す。特に、先ほど来の話にも出ておりましたように、火力発電と比べますと、原子力発電の場合は、火電発電コストが非常に低うございまして、これは試算でございますが、天然ウランの価格が一キロワットアワー当たり一ドル上昇したときには、燃料費のウェートが非常に低うございまして、これがボンド当たり一ドル上昇したときに、発電コストの上昇は一キロワットアワー当たり約二銭、また、濃縮の費用が一キログラム当たり一ドル上昇した場合の発電コストの上昇は、一キロワットアワー当たり約七厘、こういった程度でござります。

○辻一彦君 まだかなり割り安な状態に保てるのではないか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 いますぐここ数年のといふ計算では、なかなかの価格であります。しかしながら、このウランの価格等につきましては、かなりの価格を上昇させるというような要求

が出ておるというふうに聞いております。

○辻一彦君 いますぐここ数年のといふ計算では、なかなかの価格であります。しかしながら、このウランの価格がこれぐらいいか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 その他の費用が、たゞ一千六百銭、これが大体の中身になるわけでござります。

そこで、先ほど操業度に関連をして資本費の見

方が問題ではないかという御指摘でございまし

た。私ども、全般の発電所を見ておりますと、操業度といつましても、それは石油火力と比べま

すと、まだかなり割り安な状態に保てるのではないか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 事務的にはそれでわかりますが、私は通産大臣に、中近東等を歩かれて、国際的な開発途上国の資源ナショナリズムという、そういう動きを踏まえてウランの将来をどうお考へになるか、このことをお伺いしたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 一般的には三田前後と考えて、四十九年度の場合は差しつかえないと思いますが、ただ、か

なりのだけれども、ウランの原鉱というのは日本にない。そうしますと、三円が三円五十銭なり、あるいは若干それが、これは三割とか、まず濃縮ウランが上がる

ございませんので、今後発見のぐあいによっては必ずしもそのとおりいくかどうかはわかりませんが、現在の時点から見ますと、長期的には上がる方向にいくのではないかということを心配しております。

○辻一彦君 ニジエールなんかで、やはり原油価格にある程度スライドして値上げをすべきだといふような動きがあるということを報じられておりますが、それらの動きはどういうふうにつかんでおられますか。

○説明員(井上力君) 御指摘のように、ウランの価格問題につきましては、資源国の輸出政策その他のいろいろな理由によりまして値上がりの傾向がおきています。日本は海外ウラン資源開発株式会社とフランスの C E A 、それからニジエール政府と一緒になりましてウランを開発するという計画があるわけですが、この場合のウランの価格、あるいはアフリカにおきますガボンでござります。

○辻一彦君 いますぐここ数年のといふ計算では、なかなかの価格であります。しかしながら、このウランの価格等につきましては、かなりの価格を上昇させるというような要求

が出ておるというふうに聞いております。

○辻一彦君 いますぐここ数年のといふ計算では、なかなかの価格であります。しかしながら、このウランの価格がこれぐらいいか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 まだかなり割り安な状態に保てるのではないか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 たゞ一千六百銭、これが大体の中身になるわけでござります。

そこで、先ほど操業度に関連をして資本費の見

方が問題ではないかという御指摘でございまし

た。私ども、全般の発電所を見ておりますと、操

業度といつましても、それは石油火力と比べま

すと、まだかなり割り安な状態に保てるのではないか、こう考へておるところでござります。

○辻一彦君 事務的にはそれでわかりますが、私は

な供給面における情勢がどう出てくるかということにもよっていますけれども、現時点におきま

すと、御指摘のとおりであると思います。

○辻一彦君 言われるよう、地下にまだまだ

ういう資源があるか探っていないようなところもあるうと思いますから、これは未知数もかなりあ

ると思います。しかし、一般的に考えて、どうし

てもいま御答弁もありましたが、資源を持つ国はほかの値段に大体合わしていく、こういう傾向が強くなるのじやないか。そうなりますと、ウラン鉱はいつまでも非常に割り安で、火力に比べれば比較的燃料費は安いのだ、こういう認識は私はいつも持つわけにいきかないのじやないか。その点からいって原子力も大事でありますがしかし、燃料費が非常に安く安であるという前提に立てて、この原子力にあまりにも大きく寄りかかるという場合には問題があると思いますが、この点どうお考えになりますか。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘のように、これから発電コストの推移といふものについては、いろいろ変動する要因があると思っております。

一般の石油火力発電所自体につきましても、石油価格の見通しあんといふことが大きな問題でござりますし、原子力発電所の場合には、その性格上資本費の割合が高いものでございますから、今後の設備投資の規模に応じた、一体どの程度の資本費が予想されるか、また、燃料費自体につきましても、さまざまな変動要因があるということを前提にしまして、これから将来の発電構成を考えますときのそれぞれの原価要素について、たゞいま私ども部内で幾つかの試算を用意をし、勉強しておる最中でございます。

○辻一彦君 もう一点私それに加えておきたいのですが、きのう出された通産の資料を見ると、建設単価 これが大体キロワット当たり十一万五千円、火力のほうは六万六百円ですか、こうなつておりますね。言うなれば、建設費が約倍かかる。

資本費が二・九六に対してもコストが占める割合が、二・九六に対して火力は一・五三、やはり半

分だ。こういう点で鉄鋼であるとか、機械とか、セメントとか、こういう資本財が必ずこれから上がってくると考えると、原子力発電の単価というのは、資本費の占める割合が、設備費が非常に大きさいという点から、やはりコストのほうにかなり影響してくるのじやないか、こう思われますが、これはどう見ておられますか。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘のように、これからキロワット当たりの建設費といふものは、現在よりは次第に高くなる傾向にあると私どもも考えております。先ほど申し上げましたように、それらの要素も織り込みながら各種の電源の将来価格、どうなるだろうかという試算をいたしておられます。いままで試算をいたしました限りでは、やはり少な、とも見通し得るある程度の期間にわたっては、原子力発電のはうが安いということが言えそうな感じがいたしております。

○辻一彦君 まあ私は、何でも原子力ならすべて解決しそうだ、こういう安易な考えは非常に問題がある、この点を一つ指摘しておきたいと思います。重要性を否定するわけではありません。

そこで第二に、この原子力の開発に伴つて自前技術の私はいろいろな積み上げの問題があると思いますが、この問題について二、三お伺いいたしました。

昭和四十八年の八月、東京電力の福島発電所第二号炉、それから中国電力の島根発電所でBWR——沸騰水型の原子炉の制御棒の中性子吸収管の不ぞろいの問題に関しまして、発見をされたわけであります。それのもまだ試運転中であったわけでありますので、それらのものにつきましては、正常の位置に、正當の設計のものに全部試運転中に取りかえたということです。

○説明員(井上力君) 昭和四十八年の八月、東京電力の福島発電所第二号炉、それから中国電力の島根発電所でBWR——沸騰水型の原子炉の制御棒の中性子吸収管の不ぞろいの問題に關しまして、発見をされたわけであります。それのもまだ試運転中であったわけでありますので、それらのものにつきましては、正常の位置に、正當の設計のものに全部試運転中に取りかえたということです。

○辻一彦君 そのときに、島根、福島両原発で制御棒を入れかえておりますが、その本数といいますか、集合体としての数は何本で、そして、それは全體の何%に当たりますか。

○説明員(井上力君) 島根原子力発電所の制御棒の不ぞろいの問題でございますが、九十七体中三十六体でございます。それから、福島原子力発電所第二号機につきましては、百三十七体中三十二体でございます。

○辻一彦君 その島根の場合に、私もこの間見ておきましたが、九十七体の制御棒、言つならば自動車のアクセルといいますか、非常のときにこの力を、燃焼を抑えたりあるいは加速をする、これが三十六体さかさまに入つておった、その割合は三七%、約四割、こういう数字になりますですね。

そこで私は、科学技術庁にお伺いしたいのだけれども、全体の四割、三七%もこの制御棒がさかさまに入つておる、それが一体わが國でわからなかつたのか。どこでわかつて、そして、まずどこ

です。

まず、先ほど言いましたが、四十六年にECCS——緊急冷却装置でアメリカで非常に問題になつたときに、當時福井県のほうでは、敷設のほ

うで一体どうなつてゐるのだ、こういふことで聞き合せをしたのであります。さつぱり科学技術庁で御返事がない。まあそれはアメリカに見に行くから待てと、こういふことではあります。されど、こういふようにこの緊急冷却装置の問題について結論を出されたか、どう調査をされたか、このことを簡単でけつこうでありますから御報告をいただきたい。

○政府委員(伊原義徳君) 当時、原子力委員会の安全専門審査会の御専門の先生方をはじめ、科学技術庁、通産省職員もたしか参加いたしました。そこで第二に、この原子力の開発に伴つて自前技術の私はいろいろな積み上げの問題があると思いますが、この四十七年に問題になりましたものはそ

のうちの一つでございまして、これにつきまして、確かにアメリカの実験の結果は、それほど思わしくなかつたということは、調査の結果も判明はいたしておるわけでございます。そういう次第でござりますので、安全評価指針というものを安全専門審査会で定めておりまして、その中でも、そのアメリカの実験のデータを十分考慮に入れまして、そのアメリカの実験の結果うまく働かないであります。あろうと思われるものはうまく働かないという前提のもとに安全審査を行なつと、それでも絶対だいじょうぶであるというふうなことを確認する

ところにいわば当たるのじやないか。言つならば、自動車でこの四つのうちの一つでも問題があ

る、その報告があつていろいろ知らされた、

こういふいきさつであつたと思いますが、その点どうなんですか。

○政府委員(伊原義徳君) 独自の見解が全然ない

ということではございませんが、しかし、いずれにいたしましても、この技術は米国で開発された技術でござりますので、念のため米国に参りました

て十分関係方面的調査をいたした、こういふことだと私は了解しております。

○辻一彦君 第二に、そのアクセルに当たる制御棒の問題ですが、中国電力、いわゆる国産第一号炉といわれた島根原発が、この制御棒でいろいろな問題を起こしておりますが、簡単にこの状況を御報告いただきたい。

○説明員(井上力君) 昭和四十八年の八月、東京電力の福島発電所第二号炉、それから中国電力の島根発電所でBWR——沸騰水型の原子炉の制御棒の中性子吸収管の不ぞろいの問題に關しまして、発見をされたわけであります。それのもまだ試運転中であったわけでありますので、それらのものにつきましては、正常の位置に、正當の設計のものに全部試運転中に取りかえたということです。

○辻一彦君 そのときに、島根、福島両原発で制御棒を入れかえておりますが、その本数といいますか、集合体としての数は何本で、そして、それは全體の何%に当たりますか。

○説明員(井上力君) 島根原子力発電所の制御棒の不ぞろいの問題でございますが、九十七体中三十六体でございます。それから、福島原子力発電所第二号機につきましては、百三十七体中三十二体でございます。

○辻一彦君 その島根の場合に、私もこの間見ておきましたが、九十七体の制御棒、言つならば自動車のアクセルといいますか、非常のときにこの力を、燃焼を抑えたりあるいは加速をする、これが三十六体さかさまに入つておった、その割合は三七%、約四割、こういふ数字になりますですね。

そこで私は、科学技術庁にお伺いしたいのだけれども、全体の四割、三七%もこの制御棒がさかさまに入つておる、それが一体わが國でわからなかつたのか。どこでわかつて、そして、まずどこ

す。したがいまして、アメリカからの導入技術によることは思いますが、同時に、自主的技術も積み上げられておりまして、これらの問題につきましては、私は、いま丘委員が言われることく心配はしておらないわけであります。

それから、先ほど来いろいろあるお話をございまますが、いずれにいたしましても、これらの問題につきましては、私は、いま丘委員が言われることく心配はしておらないわけであります。

かわかりました船越というものは、定其検査中に
おいて発見された事例、あるいはまだ動かない前
に発見された事例というものが多いわけでござい
まして、やはりそれらのことが問題であるという
ことがわかる。こと自体が今日の原子炉技術の安全性
を示している、私はそういうふうに考えており
ます。

○辻一彦君　いまこの論議を私やる考えあります
　　が、大事なのは、問題をどこが指摘するか。残
　　念ながらやはりアメリカでみんな指摘されておる
　　のですね。そして、そこへ聞きにいかなければわ
　　からないと。こういう体制をやっぱり変えな
　　くちやならぬ、そういう体制をつくるということ
　　が大事だ、こういうことを私は申し上げているの
　　で、これはひとつよく考えていただきたいと思
　　います。
　　そこで、三島先生お見えになつておりますから、
　　具体的な問題について二三伺いたいと思います。

この前、参議員の予算委員会で私は、美浜の原子炉のいわゆる燃料棒の曲がりの問題を指摘をして、これはいろいろな問題があるということを二回ほど論議をいたしました。そしてその中で、関西電力のほうで、これは伊藤参考人にお伺いしまして、が、当初、燃料棒が接触をしても、アメリカのコロンビア大学の実験で、D N Bなどで十分余裕があつて安全だと、こういう見解をとつておる、そのようにずっと新聞等いろいろなところを見ておりますが、これは間違いなかつたかどうか、この点ひとつお伺いしたいと思います。

○参考人(伊藤俊夫君) 美浜の二号で先般燃料の検査をいたしましたときに、十六体のギヤップの変化を起こしたものがあつたわけでござります。

そのときには、別に接触したものは一休もございませんでした。ただ、将来の安全のために十六体のデータがございましたので、接触いたしました場合でもだいじょうぶであるという研究は進んでおるんだということは何らかの形で申し上げておりますが、そのコロンビア大学の実験をベースにして、接触したもののがだいじょうぶであるということを主張する必要はない状態でございましたので、特にそれを強調して申し上げたつもりはないというふうに考えておる次第であります。

○辻一彦君 私も直接あなたのはうから聞いたわけがないですから、だから、いろんな新聞や資料だと、たとえば科学技術庁が出した一月三十二日の最後に発表した再開にあたっての報告ですね、この裏に、コロンビア大学の実験例というのがちゃんとついている。この新聞にも、もし燃料棒が接触してもコロンビア大学の実験によつて心配はない、こういうことが関西電力のほうから言われておりますですね。だから、ことさら強調はされなかつたかもわからぬけれども、そういう御見解を述べておられたということは事実ですね。

○参考人(伊藤俊夫君) 何らかの機会に、御指摘のような参考的な意見を申し述べたことはあると思います。

○辻一彦君 そこで、三島参考人にお伺いします。

コロンビア大学でDNB、いわゆる熱計算であります、ペナルティー5%とつているが、アメリカのAEC――原子力委員会は一〇%、原子力基準でいきますとこれは一・三二か一・三三にならばあります。ミニアムというか、最小はいわゆる一・三〇を割つちゃいかぬ、そうなりますと非常にぎりぎりの数字になるわけであります。が、このコロンビア大学の実験に基づいて通常者の技術顧問会は、この場合接触してもいい、安全である、こう判断されましたか、いかがですか。

○参考人(三島良輔君) ただいまのお答えいた

燃料棒がまずきわりますと、いまのよう二つ考え方がございまして、さわったらたぶんそのところの温度がたいへん上がって、それがもとになつて燃料棒の被覆管である金属が穴があいて、中に入つてゐる核分裂生成物が出てくるであろう、つまり破損燃料になるであろう、こういう考え方と、それから、さわりましても必ずしもそうなるわけじやなくて、さわっても穴があかないで燃料棒の健全は保たれるであろうという考え方と、二つござります。それで、後者であればもちろん中身は出てこないわけですから、特に問題はございませんが、もし前者であつても、どうなるかと申しますと、一本の燃料棒が破損をいたしまして、その穴から核分裂生成物が出てくるだけでございまして、炉水の中の放射能の濃度が上がりります。それが検出されると破損燃料が出たということがわかりますので、しかるべき措置をとればいいのであります。少なくとも原子炉外に影響を及ぼすようなことは起りません。したがつて、重大な事故にならぬのじやないかという御意見もござりますが、それは起こらないと私ども安全関係の者は思つております。

これがあると、いふておられるとしていることは、あります。けれども、それとも、それともむしろ気にいたしましたのは、コロンビア大学の実験というの、四掛ける四というその小規模な実験であつて、ほんとうの原子炉のように、たくさん燃料がございまして、燃料等いろいろ条件その他の違うところで全く同じ話がそのまま通用するかどうかという点は検討しなくてはいけない。

それで、このコロンビア大学の実験が実際の原子炉の判断に対しましてそのまま使えるかどうかという点は、その方面の専門家である顧問のメンバーの御意見も聞いていろいろ検討をいたしました。それで、私どもといたしましては、コロンビア大学の実験そのものはレポートとしてはそれでいいんだと思いますけれども、だからといって、さわったときに絶対だいじょうぶだと信じられるか、穴があくよくなことが起こらないと信じられるかという点では、まだもう少しいろいろ規模を変えた実験をしたほうがいいんだどうという判断でございます。

したがいまして、私どもとしては、燃料がさわったら、やつぱり安全サイドのものの考え方として、さわっても絶対穴があかないというよりは、穴があくということが起るものと思ったほうが安全サイドからいいというふうに考えるし、そこで穴があくとすれば破損燃料になるわけでありまし、破損燃料になつても、それだけの話で別に大きな問題にはならないというふうなアメリカのほうの判断でございまして、アメリカの原子力委員会がロビンソンのをそのまま続けていいと、こう考えましたもとは、まず、曲がっていくメカニズムを考えまして、曲がりのクリープの式というようなものをつくりまして、それに従つて、これから先の曲がり方というようなことを予測をしておりますけれども、そういう予測のしかたをある程度いまの考え方でいいだらうと、こう思いまして予測をしていて、そして、ことによると曲がるかもしれない、曲がつてもいまのようないまの実験もあるし、たぶんだいじょうぶだらうし、もし穴があいたと

しても、一本の破損燃料になるだけであるから、原子炉安全上そう大きな問題にはならない、したがつて曲がったものとして見る、こういうふうな判断を下したのである、と思われます。

私どものほうはそれに対しまして、先ほど申しましたような事情ですから、やはり安全サイドにものを考へると、今までの実験のデータだけから見れば、接触したときには燃料が破損することになるだろうということは考へておいたほつが安全である。そうしますと、健全なまつすぐな燃料に比べまして、曲がった燃料をそのまま使うといふのは、やっぱり破損燃料になる可能性が普通の燃料より高いのをそのまま使うということになりますと、それは望ましくない、そういう判断で、接触するかもしれないと思われる可能性のある燃料は使わないで出しておく、こういう意見が大かたの結論ということになるかと思います。

以上でございます。

○辻一彦君 ロビンソンやポイントピーチが、いま言われたような判断で動かしたのかどうか。私は、発生した本数やそういうものをあとで明らかにして、御見解をさらに伺いたいと思います。

一二、三日前に私、京都大学の若林二郎さんといふ、これは福井県の安全協議会の技術顧問をしておられる。開西電力の関係の日本原電の仕事はよう見ておられるのですが、三時間ほどお会いをして、かなりいろんなお話を聞いてまいりました。その若林教授の話によつても、一つはコロンビア大学のこの実験をもつてしては、接触した場合に、客観的に裏づけるには安全であるということの資料やデータが少な過ぎると、これが第一ですね。

第二に、誤差を示すものがほつきりしてはないと、コロンビア大学のこういう実験資料がなぜ企業の機密に関して国会に出されないので、私は理解に苦しめますが、そのグラフを見ると、これは私は直接見たんじゃないですが、書いてもらつたグラフを見ると、誤差を示すのに上下の矢印等で出ているとか、あるいはまるによつて、まるの上下が、線の上下が誤差の範囲であると、こうい

うふうになれば非常にはつきりするんだが、どうもこれがあいまいなので、誤差の範囲といふもののがわからない。こういう点からコロンビア大学のことをもつてしてはこういうことを裏づけるといふことはむずかしい。そこでこれを客観的に、この客観性を与えるために国的研究所において、原研等でしかるべき国の責任をもつて追実験を行つて、これを確認しないことには客観性が与えられない、大体こういう要旨を私聞いたわけです。まあ三島先生のお話を聞いても、大体私はこれに似たお話のように思います。

前に私は、予算委員会において確認したのは、通産省の見解として、一つは、資料に目を通したがこれは無理だ、技術的検討にはちょっと耐えられない。二は、メーカー・サイドの実験によっている、少しあそまつだと。したがつて、三として、これでは接触した場合にだいじょうぶだという自信が持てない、というような通産省の見解を技術顧問会に示されて、それを了承されたというように一応聞いたんであります。が、技術顧問会としては、こういうのを了承されたのか、あるいはもっと違つた見解があつたのか、このことをちょっとお伺いしたい。

○参考人(三島良徳君) ただいま御質問のコロンビア大学の実験に対しますわれわれの評価は、それが絶対的のものであるというふうに考へてゐるわけではございません。私どもは、燃料が曲がりまして接触するかもわからぬ燃料をそのまま使わさせていただきたいから、それでコロンビア大学の実験でだいじょうぶだというふうに申したわけではございません。今後の運転によりまして、接触をひょととするかもわからぬというものは取りかえをさしていただきまして、そういう可能性をはずしていきますからだいじょうぶでござりますと言つて取りかえをさしていただいたのがわれわれの態度でござりますから、接触するかもわからぬことに対する安全性をそれほど強調する必要はなかつたわけでござりますので、たまたまそういう意見もござりますということを、先ほど申し上げましたように参考的に申し上げて、それを主体として今回の燃料の曲がりに対する安全性を主張しているという状態ではないと申し上げていいと思います。

○辻一彦君 そういうようにおつしやいますけれども、われわれが新聞やあるいは科学技術庁の見解を通して読み取ることは、接触しても心配はないんだが、念のためにかえたんだと、こういう言い方がされております。それはだいぶ私は違うと思うんですよ。コロンビア大学の裏づけがあるから接觸しても心配ないのだが、しかし、念のため取りかえたんだ、こういう言い方と、それから、接觸すればこれについては安全上のいろいろな問

○辻一彦君 それでよくわかりました。

そこで、関電の伊藤参考人にお伺いしたいんでありますが、このようなコロンビア大学の実験例をもつて、接觸しても心配がないというようなことを新規に公表されておるし、いろんな機会にやはり御発表になつておるわけですが、この根拠からすると、私はコロンビア大学のこれは非常にまだ客観性がない、実験データも少ない、こう思つたが故に、どういう御見解であつたか、お伺いしたいと思います。

○参考人(伊藤俊夫君) ただいま御質問のコロンビア大学の実験に対しますわれわれの評価は、それが絶対的のものであるというふうに考へてゐるわけではございません。私どもは、燃料が曲がりまして接触するかもわからぬ燃料をそのまま使わさせていただきたいから、それでコロンビア大学の実験でだいじょうぶだというふうに申したわけではございません。今後の運転によりまして、接觸をひょととするかもわからぬというものは取りかえをさしていただきまして、そういう可能性をはずしていきますからだいじょうぶでござりますと言つて取りかえをさしていただいたのがわれわれの態度でござりますから、接觸するかもわからぬことに対する安全性をそれほど強調する必要はなかつたわけでござりますので、たまたまそういう意見もござりますということを、先ほど申し上げましたように参考的に申し上げて、それを主張しているという状態ではないと申し上げていいと思います。

○辻一彦君 それはあなた、半年もたつて、そのいたいた実験のやり方、それからデータの精度、門家その他からまいりまして、私どもに知らして先ほど申し上げたわけでございまして、熱の専門家との意見がございましたように、

題がある、これが心配ないということを裏づける客観的な資料がないから、安全の点を考へれば自信が確認できないから取りかえたというところ、私は同じ取りかえたという、結果は同じであります。そこでこれを客観的に、このままでは安全上の自信が持てないから取りかえたんだというのと、それから念のために取りかえたんだ、くつついたって心配ないんだけれど、こういうのとは私は非常に違うと思うんですね。だから、それはわかりませんよ、アメリカの例が出てどういう結果が出るか私はわかりませ

が加わっておつたならば燃料棒がだんだん曲がっていくという、この専門のほうではクリープと申しますけれども、まがついくクリープのモデルがございまして、それをいろんな仮定を置いて立てますけれども、それがいいと思います。ところが、仮定だけ置いて机の上で勘定してもほんとうかわかりませんので、必ず実際のデータと合わせてみて、ごらんのとおり、実際のデータがこれで勘定したのと合いますとやらないと、信頼感がないわけでございますけれども、その場合に、今までのところ、実際のデータというのは、ロビンソンでこれだけ燃したときに、こういう条件だったらこのぐらい曲がつたというデータがあります、アメリカの場合。それから日本の美浜のを使いましても、そういうごくわずかな例しかないわけでござります。そこで、そういうふうな数少ないデータでもつてその点を通るということだけでは、そのクリープのモデルというのがまだ完全に信頼感があるとは思えないというふうに私どもは思いましたのに對して、アメリカのほうの方は、これは直接向こうの方と私自身が議論したのはございませんけれども、向こうへ行つていろいろ議論してきた仲間の人たちの話などから想像いたしますと、向こうではある程度そのクリープモデルを妥当であると考えたよくな節がございます。

それと、さつきのコロンビアの実験もそうでございます。それからD.N.Bの勘定のしかたというのは、御承知のとおり、これは専門的に勘定するしかたがございまして、燃料が曲がりますと、曲がった外側のほうの温度が上がるかというと、必ずしもそう簡単でございませんので、曲がった側が水が減りまして、燃料に対しても水の比率が減つてしまつわけでございます。それから逆に、この曲がつた外側のほうは間隔が広がりますから、燃料に対しても水の量が多くなりまして、温度が高くなりますのは、曲がつたほうじやない、反対側のほうがむしろ温度が高いのが出でたりいたしますので、その辺と冷却のぐあいといろいろな事情を考慮して、はたして冷却が十分

行き得なくなつて、燃料の表面が損傷を起すことがあります。そういう点を検討したので、これが見理屈をつけてやつたらいいじょうぶだったと思います。そういういろいろな点を検討したので、いろいろ計算その他の検討もされたのであるうと思います。

それからあとはさつきの、もしさわったときにどうかということに対しまして、さわって穴があいたとしても破損燃料になるだけで、たいしたことはないと思うので、破損燃料のできるようなことはしたくないと思うから、言うところが違うだけでありますので、そういういろいろな点から判断の違いが出てきているわけで、コロンビア大学の実験だけではないと思います。

○辻一彦君 私の言つているのは、それはいろいろな要素があるのはわかりますよ。しかし、ここにアメリカの原子力委員会が熱水力学云々を裏づけたのが、コロンビア大学の実験データが出され、これがもとになっている。ほかにたくさんあるとおっしゃるから、じや、あるなら出していただきたい、これ以外にはすだと、私はこう申し上げたのです。

そこで、もう一つ曲がりの発生率ですね、曲がりの度合いといふことにについてお伺いをいたしました。というのは、あの燃料棒の中でアメリカのボイントビーチとロビンソンに曲がりが出て、そして関電さんはこれを、アメリカはこの曲がつてあるのを使つていてるのだから心配がない、こういうふうな大体コロンビア大学のそれをつけての御見解であつたように思います、そこで、私が科学技術庁に要求してアメリカ原子力委員会のこれについての資料を提出してもらつた。それによりますと曲がりは、ボイントビーチについては最大の曲がつたところで一・一ミリ、その発生率は外側

チ、ロビンソンと各領域ごとにどれだけ出たのか。このことはこの資料お持ちだらうと思いますから、ひとつこれはお伺いいたしたい。○参考人(三島良輔君) ただいまの御質問でござります。そういいういろいろな点を検討したので、見理屈をつけてやつたらいいじょうぶだったと、いうだけで人と議論したのではないので、いろいろ計算その他の検討もされたのであるうと思います。

○参考人(三島良輔君) 本数はもう少し多いでございます。一つの集合体の中で二つ以上曲がっているものござりますので、いまちょっと正確でございませんが、記憶ではたぶん三十本台ぐらいの数だと思います、もとの数に対しても、

○辻一彦君 四十五本ですね。○参考人(三島良輔君) 四十五本ですか。パートは、全体の集合体の数が百二十くらいでございましたでしようか。それに対して十四掛けの十掛けまして、案内書その他の分を引いた数でございますが、二万くらいの数になりましようか。それに対してたまに四十五本ということをございますから、〇・二%でございましょうか、何かそのくらいの数でござります。それで、いまの本数が何本かということ、それから曲がった程度の多い少ないいろいろあるわけでございますけれども、いまのところは、なぜ曲がつたかという理由の一一番大きな理由といたしまして、燃料のスペーサーの格子のところの拘束ということが考えられるものでございますから、これがいつも同じになりますから、〇・二%でございましょうか、何か数字だけでは必ずしも議論できないということを申し上げたつもりでござります。

○参考人(三島良輔君) ただいま申しましたのは、一般論を申し上げたわけでございまして、大体数字はさつきのようにむしろ〇・一%とか〇・二%と以たよつた数字ではござりますけれども、数字だけでは必ずしも議論できませんから、二号炉の先行炉ですから同じでしよう、違いますか。

○参考人(三島良輔君) いや、いま私の申し上げたのは、燃料棒の長さが炉によつて違つとおっしゃるから、美浜二号の先行炉はロビンソン、ボイントビーチだから大体同じであろうと、こういうことです、同じですね。

○参考人(三島良輔君) それは、備えたのは同じでござります。

○辻一彦君 そこで、ボイントビーチ、ロビンソン二号——美浜二号のほうは、これは第一、第二、第三領域にそれぞれ曲がりの本数は全部わかつてますね、通産の発表がありますから。じやボイントビーチ、ロビンソン二号に第一、第二、第三領域にそれぞれ何本ずつ出たかということを、御存じならばひとつ教えていただきたい。

○参考人(三島良輔君) それはただいま手元に控えがございませんので、数値は申し上げられないでござります。説明は聞いたと思いますけれども、現在記憶しております。

○辻一彦君 じや、通産当局にお伺いしたい。ボイントビーチ、ロビンソン二号ですね、両方の第一、第二、第三領域にそれぞれ曲がつた本数は何本ずつ出しているか。

○説明員(井上力君) ボイントビーチ一号のほう抜けられないかというその個数にも影響いたしま

でございますが、十一集合体に曲がりが出まして、

そのうち第一リージョンが三体、第二リージョン

が七体、第三領域が一体でございます。それから

ロビンソン二号のほうでございます。それから

に曲がりが出まして、第一領域が三体、第二領域

が一体、第三領域が三体でございます。

○辻一彦君 私の言つているのは、それは集合体

合体でいえば十六体でございます。その中に四十五本

ある。だからポイントピーチとロビンソンは本数

でいえば幾らか。

○説明員(井上力君) ただいま手持ちの資料で

は、本数はちょっとわかりません。

○辻一彦君 通産にありますか。そこになれば、

向こうに。

○説明員(井上力君) 現在ないと思います。

○辻一彦君 じゃ、私申し上げましょ。これは

若林さんのところへ行つていろんなことでかなり

詳しい数字を調べてきましたが、ポイントピーチ

は第一領域で三本、第二領域で十二本、第三領域

で二本、合わせて十七本。それからロビンソン二

号は、第一領域三本、第二領域一本、第三領域五

本。美浜二号、これは御存じのとおりですけれど

も、第一領域で四十本、第二領域で三本、第三領域

で二本、四十五本と。だから、原子炉はこれは

ポイントピーチもロビンソンも、いま確認したよ

うに、美浜二号の先行炉ですから大体同じ、燃料

棒の長さも同じと。そうすれば本数において美浜

二号はポイントピーチの二・七倍 ロビンソンの

五倍の本数の曲がりが出ている。これは通産どう

ですか、間違いですか。

○説明員(井上力君) 御指摘の点につきまして

は、ポイントピーチ一号、ロビンソン二号のほう

につきます検査の詳細を必ずしもわれわれ把握し

ておりませんので、美浜におきます検査と対比で

きるかどうか、ちょっとその辺わかりかねる次第

でございます。

○辻一彦君 どうもはつきり聞こえないんだけれども、ポイントピーチやロビンソンは、原文であ

なたのほうからいただいた資料に何点か出ており

ますか、その数は。そちらから出された資料に

ますので、わかりましたらお答えいたします。

○説明員(井上力君) ちょっとといま調査しております。

○辻一彦君 そちらから私どものほうに出した資

料の中身ぐらいは知つておいてくださいよ。○

一%以下のごく少数と原文に出ていています。これを

八%、ロビンソン二号は〇・〇四五%になります。

さつき三島先生が計算されましたように、美浜二

号は〇・一二%ですね。だからこの数でいうと、

美浜二号炉においてポイントピーチの一・七倍ロ

ビンソンの五倍の曲がりの数が発生している、こ

れは一点私は確認できると思う。

それからその曲がりの度合いは、これは御存じの

よう、ポイントピーチでは一番狭いところが

一・一ミリですね。美浜二号はどうか。これは予

算委員会ですべてのふん資料を出す、出さぬとやって

出してもらつて、ゼロに波形がついているのにゼ

ロでない、ゼロだと、こういつてやりましたが、

私はその波形についてもゼロと読んだんですが、

ゼロに近いという読み方だという高等数学だった

んです。そこで、それがゼロに波形がついておつ

たという事実は、ゼロに近いということ、接触も

しくは接触に近かつたと、いうことを言つておるん

ですね。すき間ゲージを差し込んで通産が調べた

数字を見ても〇・八ミリ以下、いわゆる八ミリ

のすき間ゲージというか、細いものが入らないん

です。それで、テレビカメラでは〇・二五ミリと

いいうのが出ているんですね。明らかにこのすき間

といいますか、曲がりのぐあいを見ても、アメリカ

二号はポイントピーチの二・七倍 ロビンソンの

五倍の本数の曲がりが出ている。これは通産どう

ですか、間違いですか。

らいつて同じ程度の曲がりなのか、この点いかが

ですか。

○参考人(伊藤俊夫君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘の、ポイントピーチの本

数は十七本でございますけれども、アッセンブル

の——集合体の数は一本でございます。それで、

ロビンソンのほうは燃料棒の数が九本ということ

で、集合体の数は七本でございます。当社の場合

は十六本出たわけでございますので、御指摘のよ

うに、アメリカの場合よりも本数におきましても

多少は多くございますけれども、非常に極端にア

メリカの場合の倍出たということではないとい

う程度の意味で、アメリカと大体似たような状態

であるというふうに申し上げています。

○辻一彦君 いま集合体でいえば十一と七と十六

体ですね。しかし、本数ははつきり言つてい

りますよ。十七本、九本、四十五本というこの数

字は、何倍という大きな相違ですね。それから曲

がりのぐあいは一・一ミリの空間があるのと、ゼロ

に近いというのとはすいぶんこれは違うんです。

そんな一ミリや二ミリぐらい問題ないということ

になれば別として、これは〇コントラ以下の一ミリを

言つ場合にはすいぶん曲がりが違うんですね。だ

から、曲がりのぐあいも本数もポイントピーチやロ

ビンソンとすいぶん私は違つておつたということ

ものであろううというふうに判断をいたしまして申

し上げてまいつたわけでございます。

○辻一彦君 いや、だから、そういうあやふやな資

料じゃだめだから、私は京都大学へ行って、あな

たのところの詳細の資料をちゃんと把握されてお

る若林教授に会つて、本数を全部確認をしてきて

おるんですよ。だから、私はこの事実に基づいて

どうかとお伺いしておるんです。その前にお調べ

になつたその数字で伺つてるのでなしに、これ

が事実であるとすれば、かなり大きな差であると

いうことはお認めになるでしょう。いかがですか。

○参考人(伊藤俊夫君) お答えいたします。

ポイントピーチと当社の美浜の二号の燃料棒の

曲がりを起しました程度と申しますか、それの

発生率は、先ほど申し上げましたよな〇・三に

対して〇・五程度でございますので、それに相

中の二万八千本をこえます燃料棒が包蔵されて

いるわけでございます。その中で四十五本に問題

があつたということです。それと相

がつて、非常に重大な事故を招くよう性格

のものではないというふうに判断いたしまして、

ものは、結果的に考えますと、燃料棒製造の品質

管理の多少の不均一生に起因した程度のもので

あって、非常に重大な事故を招くよう性格

のものではないというふうに判断いたしまして、

アメリカのポイントピーチ、ロビンソンに発生い

たしました燃料棒の曲がりと大体軌跡にする程

度のものであるというふうに判断をして、処置を

いたしているわけでございます。

も、接触もしくは接触に近いとすれば、これはやっぱりほんとうにくついたら、これを使つていつたらちよつと問題があるんじゃないか、こういう判断が働いたと思うんですが、これは一つの大きな私は違ひだと思つんです。

それから発生の本数も、まあ○コンマ以下云々という、そういうマクロで問題にすれば別ですが、この場合にはやはりかなりミクロに数字をつかまなければいかぬと思うんですね。こう見たときに、美浜二号とロビンソン、ボイントビーチのこの発生数、それから曲がりのぐあいというものはかなり私は開きがある、こう思つんですが、どうお考えになりますか。

○参考人(三島良輔君) いまの本数の議論は、さつきも申しましたようなことでもござりますので、それほど大きな違いがあると思いませんが、曲がった程度はおつしやるとおりだと思いますので、かなり接近したのがあつたという点は違うではないかと考えております。ただ、それは現象としては確かに違うかもしません。

○辻一彦君 じゃ、世界の各国の原子炉の中で、ゼロに近いわゆる曲がり方、接触に近い状況、そういう燃料棒が具体的にはかの原子炉に出ておりますか。

○参考人(三島良輔君) それは、私の知つております範囲では出ておらないと思いますけれども、まあ、どれだけ燃えたところでちょうど炉がとまつて検査をされるかという事情が同じでございませんので、その比較はそれを考えて比較しにいかねと思いますけれども、実際には、接近する近くまで曲がっているというのが今までほかであつたという話は聞いておりません。

○辻一彦君 いまの御発言で、この曲がり方、発生率といふものが世界的にいつてかなり初めての大きなやはり曲がりや発生率であると、こういうことが私は一応言い得ると思つんですね、マクロに言えればいろいろ問題があると思いますが、こまかく検討したときに、この事実は、ここでひとつはつきり指摘しておきたいと思うんです。

もう一つピンホールの問題ですが、通産省が予算委員会を通して私に出されたピンホールの報告の数と、関西電力が十二月二十一日か二十三日、若林教授を通して福井県に報告された内容が食い違つてます。私は、なぜこういう相違があるかといふことを、燃料体の番号を報告していただきて、ひとつの食い違いの理由を聞かさせていただきたいんですが、これは伊藤参考人にお願いしたい。

○参考人(伊藤俊夫君) ただいま先生の御指摘の、美浜二号機の第一回の定檢におきまして取りかえをいたしました集合体、特に御指摘の漏洩の発生いたしました燃料体の数その他につきまして、御指摘のように、関西電力が地元福井県御当局に当初御説明をいたしました数字と、通産並びに科学技術庁御当局に御報告いたしました数字とに食い違いがございましたのは、当社が福井県に對しまして御説明をいたします過程におきまして誤りをおかしまして、非常に誤解を生ずるようなく、遺憾に存じている次第でござります。

○辻一彦君 事の起りは、実際明確に漏洩があると確認されたものは二体でございまして、それから、漏洩のおそれがあると判断いたしましたものが四体でござります。合計六体でございましたが、福井県御当局への御説明の過程におきまして錯誤をおかしまして、はつきり漏洩のあるものは二台でございますが、漏洩のおそれのあるものを誤認によりまして五本あるというふうに申し上げたのが誤りの一つでござります。

それからもう一つは、燃料棒の検査をいたしましたに、シッピングとそれから水中のテレビを行ないます。これにおきまして最初の確認をいたすわけでござりますが、その次にテレスコープによる検査をいたします。それで、テレスコープの検査をいたしましたのは現実に十一体でございまして、福井県御当局にも十一体であるという総数に間違はなかつたわけでございますが、先ほど申しました二本のうちの一本は、漏洩が非常にシッピング並びにテレビの検査によりまして明確でございましたので、わざわざテレスコープのテストをする必要がないということをいたしました。

○参考人(伊藤俊夫君) はづかりました者が誤りましてさよな御報告をいたしましたので、それぞれの漏洩を起こしたもの、漏洩の疑いがあつたものの、それから、先ほどからいろいろ御指摘のごとに申しわけないと考へて、御説明をいたしております。この辺の数字の内容の食い違いを起こしたわけでございまして、これは一切当社の誤りでござります。それをしておきまして、これが一體事実なまことに申しわけないと考へて、御説明をいたしております。

○辻一彦君 私は別にあなたを特別責めているわけじやなしに、こういう問題は国民の疑惑、住民の疑惑を晴らすためにやっぱり明らかにするといふことが原子力の安全を確保する上に大事だと、こう思つておりますから御理解いただきたいとalusです。

そこで、ちょっと関連してお伺いしたいのですけれども、京都大学の若林先生はあなたのところだから、関西電力から御報告になつたそれをまとめ公に発表されておるわけですね。私はそのときには、それぞれ問題がある燃料体は全部番号がついておるんですけど、どうなつておるかというようなことは、全部これは確認をされてまとめとして公に発表されておるわけですね。私はそのときには、一体どんなんでしょうか。若林先生に関西電力のほうは本数だけを御報告になつて、具体的な燃料棒の番号について御報告になつてないのか、この点いかがなんですか。

○参考人(伊藤俊夫君) 御指摘の点につきましては、その当時、私自身が若林先生とのお話し合いの過程中に、中に入つておられませんでしたので、数字まで明確に申し上げたかどうかわかりませんが、その後の御報告の過程におきましては、燃料棒の当該番号は明確に申し上げていると思ひます。ただ、申し上げている申し上げ方が、当社のほうに誤りがあったわけでございまして、若林先生にも誤りを申し上げ、県御当局にも誤りを申し上げまして、こんな非常に重要な原子力の安全性に対する何らかのやつぱり危惧を起こすようなことをいたしました。

○辻一彦君 大事な問題ですから、もう二、三点だけちょっとお伺いしたい。

若林さんは十二月の下旬に県のほうに一つの数字を報告されている。一月の二十九日にも報告をされており、通産が三月の予算委員会のあくる日か一日たつて報告をしている。この三つはそれだけ食い違いがありますが、それが一体事実なまことに申しわけないと考へて、御説明をいたしました。

○辻一彦君 大事な問題ですから、もう二、三点だけちょっとお伺いしたい。

若林さんは十二月の下旬に県のほうに一つの数字を報告されている。一月の二十九日にも報告をされており、通産が三月の予算委員会のあくる日か一日たつて報告をしている。この三つはそれだけ食い違いがありますが、それが一体事実なまことに申しわけないと考へて、御説明をいたしました。

○参考人(伊藤俊夫君) 先ほどから再三申し上げておりますように、御説明の過程におきます誤解でございまして、私どもが燃料の実態を何か作為的に行なつて、より安全度であるかのような表現をしておるんですけど、どうなつておるかといふことについては、事実をひとつ、もしなお隠れていることがあります。それが、漏れていることがあればお聞かせをいただきたい。

○参考人(伊藤俊夫君) 先ほどから再三申し上げておりますように、御説明の過程におきます誤解でございまして、私どもが燃料の実態を何か作為的に行なつて、より安全度であるかのような表現をしておるんですけど、どうなつておるかといふことは、もうはつきり申し上げさしていただきたいと思います。非常に時間的の過程が、昨年の十二月からこの三月までの間でござりますが、通産御当局に対しましては終始変わらないことで御報告をいたしておきましたが、県御当局並びに若林先生に対しましては、同時に御説明をした機会もござりますし、別に御説明をもいたしておると思いますが、その際、やはり特に地元当局が、地元と申しますのは、私どもの現場の関係の者が福井県並びに若林先生にいろいろ御説明をいたします過程におきまして感違いをいたして

おりましたので、終始そのまま申し上げております。して、それで最終的に県のほうからは、おまえたちがい今まで言つておつたのはこういうことであるなという御確認をいただいたわけです。その御確認自身がやはり間違つておりましたので、今度はあらためて文書をもつて御訂正をさせていただいたというのが大体のいきづでございます。

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(鈴木亨弘君) それじゃ始めてください。

○辻一彦君 まあ、これはこれ以上やつてもここでは水かけになりますし、一応そういう御報告されたことを受けとめておきます。

そこで、前に若林さんはほんに知らされたあるいは県のほうに知らされたその燃料体の番号は全部わかると思いますから、あとでひとつ資料として出していただきようにお願いしたい。これはいいでしようか、伊藤先生。

○参考人(伊藤俊夫君) 後ほど御提示申し上げます。手元にございますから、ただいま申し上げてもよろしくございますけど、時間の都合で……。

○辻一彦君 三島先生に、もうお帰りのようありますから、最後に一つお伺いしたいんですが、参考人からいろいろお話を伺つてかなり私もわかりました。そこで、これらの論議をまとめてみると、美浜二号のいわゆる原子炉の燃料体は念のためにひとつ取りかえておこう、そういう問題ではないにD.N.Bにおける科学的な検討、それから燃料棒の曲がりの度合い、燃料棒の発生率の大きさ、それから、いま申し上げましたビンホール等の検討、こういう点をずっと確認をされて、そしてこのままこの曲がつた、あるいは接触に近い状況で使用していくならば、やはりこれはいろいろ自信が、確信が持てない、それを

はデータが十分でない、こういうふうに御判断したことがないまままで言つておつたのはこういうことであるという結論をいただいたわけです。その御確認がやはり間違つておりましたので、今度はあらためて文書をもつて御訂正をさせていただいたというのが大体のいきづでございます。

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記をとめてく

ださい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースをおつしやつたのでございますが、そのまん中辺ではないかと思うのでござります。と申しますのは、確認が持てないという内容なんでござりますけれど、先ほど申しましたように、燃料がもし触れたとしても燃料が破損燃料になるだけだから、それで検出してつかまえればいいんだと思うような考え方からいえば、触れたからといって、あるいは穴があいたからどうということはないというような考え方もあり得るわけでございますが、私どもはそういう考え方をとらなかつたわけでございます。

ですから、接触する確率の高いよなことはしないほうがいい、そういう意味で出したほうがいい

という判断をいたしました。ですけれども、たとえばそれがたいへん大きな事故につながりまし

て、原子炉周辺に影響を及ぼすとか、そういうよ

うなおそれがあるとは思つておりません。ですか

ら、それを心配して出したのかというのでしたら、そうは考えておりませんので、その点では大事を

とつてということと同じになるかと思つてござ

います。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言をされると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

アールにつけているのは、あれは使わないとすれ

ば、損失は通産省の計算で四億四千万と出ており

ますね。そつしますと、四億四千万の燃料棒を将来

使うようになれば別ですよ。しかし、廃棄する

とすれば、これはいろいろな計算がされているは

ずですが、やっぱりそれだけの損失になるので

しょう。それだけのものを廃棄したほうがいいと

いう結論を出すには、私は科学的な根拠というも

のが要ると思うのですよ、科学的な根拠が。ただ

四億四千万、まあ中ほどくらいの判断でアールに

つけておけ、こういうものでは私はないと思うん

ですが、四億四千万を廃棄するについて科学的に

検討されて、私は、接触によつて大爆発をすると

か、そういうふうには申しませんよ。しかし、接

触すればリーケが起き、いろいろな問題が起きて

くる。そういうことを考えればやはりこれは取り

かえるべきである。こういう科学的な根拠から御

判断になつたのかどうか、このことをお伺いして

いるのです。いかがでしょう。

○参考人(三島良輔君) いまおつしやいましたの

でございましたらそうでござります。破損燃料に

なる確率が高いとわかっていることを、続けて燃

すことではないほうがいいということでお伺いま

す。

○辻一彦君 三島さん、ありがとうございま

た。

それでは、森山長官にお伺いいたしますが、いま三島参考人もおつしやつたように、やはりこの燃

料棒取りかえは科学的な根拠に私は基づいておる

と思うのですね。あなたは、前の予算委員会で行政

判断であると、こういうことを伊原次長も仰せら

れたが、次には技術的な行政判断、いま似たよう

なお話が出来ましたが、かなり違つてしまりました

とつてということと同じになるかと思うのでござ

ります。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言を

されると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

燃料棒の取りかえをやつたということについて、よ

うな話をいたしましたところ、ただいま三島参考

人から、まさにわが意を得た答弁がございました。

私の答弁は、単に政治的のみならず一つの技術的

にも根拠があるということが明らかになりました

た、そういうふうに私は先ほど来のお話を聞いて

おる次第でござります。

それで、またこの機会に申し上げたいと思いま

なつて燃料を取りかえるべきであるという結論を

通産省の科学技術顧問会がお出しになつたのか、

にかえておけ、これは全然心配ないのだ、こうい

う御見解であつたのか、科学的な御判断をひとつ

お伺いいたしたい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースを

おつしやつたのでござりますが、そのまん中辺で

はないかと思うのでござります。と申しますのは、

確認が持てないという内容なんでござりますけれ

ど、先ほど申しましたように、燃料がもし触れた

としても燃料が破損燃料になるだけだから、それ

で検出してつかまえればいいんだと思うような考

え方からいえば、触れたからといって、あるいは

穴があいたからどうということはないというよう

な考え方もあり得るわけでございますが、私どもは

そういう考え方をとらなかつたわけでござります。

ですから、接触する確率の高いよなことはしな

いほうがいい、そういう意味で出したほうがいい

という判断をいたしました。ですけれども、たと

えばそれがたいへん大きな事故につながりまし

て、原子炉周辺に影響を及ぼすとか、そういうよ

うなおそれがあるとは思つておりません。ですか

ら、それを心配して出したのかというのでしたら、

そうは考えておりませんので、その点では大事を

とつてということと同じになるかと思うのでござ

ります。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言を

されると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

燃料棒の取りかえをやつたということについて、よ

うな話をいたしましたところ、ただいま三島参考

人から、まさにわが意を得た答弁がございました。

私の答弁は、単に政治的のみならず一つの技術的

にも根拠があるということが明らかになりました

た、そういうふうに私は先ほど来のお話を聞いて

おる次第でござります。

それで、またこの機会に申し上げたいと思いま

なつて燃料を取りかえるべきであるという結論を

通産省の科学技術顧問会がお出しになつたのか、

にかえておけ、これは全然心配ないのだ、こうい

う御見解であつたのか、科学的な御判断をひとつ

お伺いいたしたい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースを

おつしやつたのでござりますが、そのまん中辺で

はないかと思うのでござります。と申しますのは、

確認が持てないという内容なんでござりますけれ

ど、先ほど申しましたように、燃料がもし触れた

としても燃料が破損燃料になるだけだから、それ

で検出してつかまえればいいんだと思うような考

え方からいえば、触れたからといって、あるいは

穴があいたからどうということはないというよう

な考え方もあり得るわけでございますが、私どもは

そういう考え方をとらなかつたわけでござります。

ですから、接触する確率の高いよなことはしな

いほうがいい、そういう意味で出したほうがいい

という判断をいたしました。ですけれども、たと

えばそれがたいへん大きな事故につながりまし

て、原子炉周辺に影響を及ぼすとか、そういうよ

うなおそれがあるとは思つておりません。ですか

ら、それを心配して出したのかというのでしたら、

そうは考えておりませんので、その点では大事を

とつてということ同じになるかと思うのでござ

ります。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言を

されると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

燃料棒の取りかえをやつたということについて、よ

うな話をいたしましたところ、ただいま三島参考

人から、まさにわが意を得た答弁がございました。

私の答弁は、単に政治的のみならず一つの技術的

にも根拠があるということが明らかになりました

た、そういうふうに私は先ほど来のお話を聞いて

おる次第でござります。

それで、またこの機会に申し上げたいと思いま

なつて燃料を取りかえるべきであるという結論を

通産省の科学技術顧問会がお出しになつたのか、

にかえておけ、これは全然心配ないのだ、こうい

う御見解であつたのか、科学的な御判断をひとつ

お伺いいたしたい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースを

おつしやつたのでござりますが、そのまん中辺で

はないかと思うのでござります。と申しますのは、

確認が持てないという内容なんでござりますけれ

ど、先ほど申しましたように、燃料がもし触れた

としても燃料が破損燃料になるだけだから、それ

で検出してつかまえればいいんだと思うような考

え方からいえば、触れたからといって、あるいは

穴があいたからどうということはないというよう

な考え方もあり得るわけでございますが、私どもは

そういう考え方をとらなかつたわけでござります。

ですから、接触する確率の高いよなことはしな

いほうがいい、そういう意味で出したほうがいい

という判断をいたしました。ですけれども、たと

えばそれがたいへん大きな事故につながりまし

て、原子炉周辺に影響を及ぼすとか、そういうよ

うなおそれがあるとは思つておりません。ですか

ら、それを心配して出したのかというのでしたら、

そうは考えておりませんので、その点では大事を

とつてということ同じになるかと思うのでござ

ります。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言を

されると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

燃料棒の取りかえをやつたということについて、よ

うな話をいたしましたところ、ただいま三島参考

人から、まさにわが意を得た答弁がございました。

私の答弁は、単に政治的のみならず一つの技術的

にも根拠があるということが明らかになりました

た、そういうふうに私は先ほど来のお話を聞いて

おる次第でござります。

それで、またこの機会に申し上げたいと思いま

なつて燃料を取りかえるべきであるという結論を

通産省の科学技術顧問会がお出しになつたのか、

にかえておけ、これは全然心配ないのだ、こうい

う御見解であつたのか、科学的な御判断をひとつ

お伺いいたしたい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースを

おつしやつたのでござりますが、そのまん中辺で

はないかと思うのでござります。と申しますのは、

確認が持てないという内容なんでござりますけれ

ど、先ほど申しましたように、燃料がもし触れた

としても燃料が破損燃料になるだけだから、それ

で検出してつかまえればいいんだと思うような考

え方からいえば、触れたからといって、あるいは

穴があいたからどうということはないというよう

な考え方もあり得るわけでございますが、私どもは

そういう考え方をとらなかつたわけでござります。

ですから、接触する確率の高いよなことはしな

いほうがいい、そういう意味で出したほうがいい

という判断をいたしました。ですけれども、たと

えばそれがたいへん大きな事故につながりまし

て、原子炉周辺に影響を及ぼすとか、そういうよ

うなおそれがあるとは思つておりません。ですか

ら、それを心配して出したのかというのでしたら、

そうは考えておりませんので、その点では大事を

とつてということ同じになるかと思うのでござ

ります。ですから、おつしやいました二つのケー

スの両極端ではないよな感じにちよつとなるの

でござりますが。

○辻一彦君 学者先生はどうも政治的な御発言を

されると思いますが、あの燃料棒の廃棄をした、

燃料棒の取りかえをやつたということについて、よ

うな話をいたしましたところ、ただいま三島参考

人から、まさにわが意を得た答弁がございました。

私の答弁は、単に政治的のみならず一つの技術的

にも根拠があるということが明らかになりました

た、そういうふうに私は先ほど来のお話を聞いて

おる次第でござります。

それで、またこの機会に申し上げたいと思いま

なつて燃料を取りかえるべきであるという結論を

通産省の科学技術顧問会がお出しになつたのか、

にかえておけ、これは全然心配ないのだ、こうい

う御見解であつたのか、科学的な御判断をひとつ

お伺いいたしたい。

○参考人(三島良輔君) ただいま二つのケースを

をとるかといふのは一つの問題点であります。そういうことが議論され、問題の対象になつて事前にいろいろわかつたといふことは、今日の軽水炉原子炉がいかに安全であるかのしるしによるといふうに私は考へておるわけでございますから、先ほど来のお話は、安全性の問題に疑惑があることのお話じやなくて、安全性といふものに對して疑惑がないといふことの証左を、長時間かけて御論議になつてゐるものだといふ私は理解をしておる次第でございます。

○辻一彦君 あなたは私の質問していることに答えてくださいよ。それは、いまの御発言は幾らでも問題があります。しかし、時間もいろいろありますから、全部は申し上げませんが、大体これだけの時間をかけて、全部具体的な数字をもつて科学的に検討をして、三島さんは最後に、科学的な根拠に基づくということをおっしゃってお帰りになつたんです。それを長官すりかえていますけれども、行政的判断じやなしに、明確にこれだけのデータによつて科学的に検討した結果結論が出ておるので、通産の技術顧問会としては、それを全く中途はんばな御答弁ですりかえるというのではなく、私は了解できないのです。(「まともな答弁をしろ、まともな答弁を」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(森山歎司君) これはまた異なることを承ると思いますが、「まともな答弁をしろ、何が異なることだ」と呼ぶ者あり私は、三島参考人の先ほど来のお話は、とにかく両極端でなくて、話は中間のところに真理があるといふようなお話をうに承つて……。

○辻一彦君 あと、一番最後の御発言を聞きなさいよ。

○国務大臣(森山歎司君) でありますから、私はそのように考へておるということを申し上げるのをさせます。

○辻一彦君 まず私は、ちょっと次長にお伺いしたい。あなたは……(辻君、そんなものやめろよ」と呼ぶ者あり)いや、ます長官の答弁前に私はもう一度……。(商工委員会にいないから、そんな科

学技術庁だからといってなまいきだよ、この答弁のしかたは。何だ、安全性のしるしとは」と呼ぶ者あり)これは私は納得できませんよ、こういう御答

弁じや。(「こんなふさけた答弁するなら委員会や

散会」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木亨弘君) ちょっと速記やめてくだ

さい。

(速記中止)

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を起こして。

○辻一彦君 委員長、これは理事会開いて決着つけてください。こういう答弁じや納得できません。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記をとめてください。

(午後三時十分速記中止)

(午後三時四十九分速記開始)

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めしてください。

○辻一彦君 先ほどの辻君に対する答弁に関し、科学技術庁長官から発言を求められております。この際、これを許します。森山科学技術庁長官。

○國務大臣(森山歎司君) ただいまの私の発言中、国務大臣にあるまじき不謹慎のところがあり、皆さまに御迷惑をおかけいたしましたので、これを取り消させていただき、深くおわび申し上げます。

○國務大臣(森山歎司君) 以後、発言につきましては、深く反省いたしまして、慎重に行ない、再びこのような不始末を繰り返さないように注意いたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 他に御発言もなければ、本來に対する本日の質疑はこの程度にいたしま

三、特に九州地域は、地熱活動の場として比類なき資質を持つており、予備調査の蓄積も深く、既に九州電力(株)では大岳発電所(出力一・一万キロワット)が昭和四十二年に営業運転を開始しており、又、五十年度完成を目指して八丁原発電所(五万キロワット)の建設に着手しようとしている。

本日はこれにて散会いたします。

(午後三時五十一分散会)

五月二十四日本委員会に左の案件を付託され

一、九州における地熱資源の緊急開発に関する請願(第四五三二号)

二、九

月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、発電用施設周辺地域整備法案(第七十五回国

会提出、衆議院継続審査)

二、発電用施設周辺地域整備法案

第三条 本法律において「発電用施設」とは、原

泉法、鉱業法など関係法令並びに既権益との調整を図り、調査を推進するとともに、九州の貴重な地熱資源がいわゆる虫食い現象によつて失われることのないよう配慮し、又、地熱発電の企業化を促進するため成功払いの企業化試験費の融資並びに発電所建設に対する特別融資、特別償却など金融上、税制上の特段の優遇措置を講ずよう、地熱資源開発促進法の超党派による早期成立を切望する。

理由

一、わが国の今後の平和と繁栄のためには、石油依存から脱却し、国内エネルギー資源の開発により、エネルギー自給度を高める必要がある。

二、わが国は地熱資源に恵まれており、地熱エネルギーは水力と同様にクリーンエネルギーであつて、枯渇の恐れがない。又、自然環境を破壊することが少なく、他の発電方式に比べて低廉であるので緊急に開発すべきである。

三、特に九州地域は、地熱活動の場として比類な

き資質を持つており、予備調査の蓄積も深く、

既に九州電力(株)では大岳発電所(出力一・一

万キロワット)が昭和四十二年に営業運転を開始しており、又、五十年度完成を目指して八

丁原発電所(五万キロワット)の建設に着手しよ

うとしている。

主務大臣は、前項の規定による地点の指定を

しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定によ

り指定された地点が属する市町村の区域及びこ

れに隣接する市町村の区域(その地点に水力発

電施設の設置が予定されている場合にあつて

第四五三二号 昭和四十九年五月十日受理
九州における地熱資源の緊急開発に関する請願
請願者 福岡市中央区平尾三ノ二六ノ一三
紹介議員 川上 為治君
瓦林潔

(目的)
第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もつて発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「発電用施設」とは、原

子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

(地点の指定)
第三条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。
一、その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。
二、その地点が、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域又は移転促進地域以外の地域での工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。
三、その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

2
主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定によ

り指定された地点が属する市町村の区域及びこ

れに隣接する市町村の区域(その地点に水力発

電施設の設置が予定されている場合にあつて

は、その地点が属する市町村の区域。以下「周辺地域」という。)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公用施設(以下「公用施設」という。)の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するために特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一つ整備計画を作成することができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により指

定された地点の二以上が近接している場合において、当該周辺地域(前項後段に規定する場合にあつては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。以下同じ。)における公用施設の整備を効率的に行なうため必要があると認めるときは、当該周辺地域について一の整備計画を作成することができる。

3 整備計画は、当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るために必要があると認められる公用施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その他の発電用施設の関連施設(第五項において「発電用施設関連施設」という。)と併せて整備することが必要と認められるものの整備に関する事業(水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百八十八号)第四条第一項に規定する整備事業及び発電用施設の設置に伴う損失の補償として行なわれるものを除く。)の概要及び経費の概算について定めるものとする。

4 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第一項に規定する市町村の長、整備

計画に基づく事業を行なうこととなる者(国を除く。)及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならぬ。

5 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要があると認めるときは、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設

関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及

びその計画に關し意見を述べることができる。

6 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興

又は整備に関する計画との調和及び地域の環境

の保全について適切な配慮が払われたものでな

ければならない。

7 主務大臣は、整備計画が適當なものであると認められるときは、協議により、これを承認す

るものとする。

8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

(事業の実施)

第五条 整備計画に基づく事業は、この法律に定められたもののか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が行なうものとする。

(発電用施設を設置する者の協力)

第六条 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(交付金)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。次条において同じ。)

に対し、整備計画に基づく事業の用に供するため、交付金を交付することができる。

(国の普通財産の譲渡)

第八条 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通

財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第九条 国は、前二条に定めるもののほか、整備

計画を達成するため必要があると認めるとき

は、整備計画に基づく事業を実施する者に対し、

財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(主務大臣等)

第十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び附則第二項の規定による地点の指定に関する事項については、内閣總理大臣及び通商產業大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商產業大臣)

二 第四条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による整備計画の承認に関する事項については、内閣總理大臣、通商產業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商產業大臣及び科学技術府長官に委任することができる)。

三 第十一条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 主務大臣は、この法律の施行の際現に発電用施設の設置の工事が行なわれている地点のうち、第三条第一項第二号に該当し、かつ、その周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な

公用施設の設置を整備することが特に必要であると認められるものを指定し、これを公示するものとする。

3 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 附則第二項の規定により指定された地点は、

第三条第一項の規定により指定された地点とみ

なす。

昭和四十九年六月八日印刷

昭和四十九年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局